

コートジボワール内戦における国連平和維持活動—ECOMICIからONUCIへ—

酒 井 啓 亘*

はじめに

- I 国連平和維持活動展開までの経緯
- II 国連コートジボワール活動（ONUCI）の特徴
おわりに

はじめに

2002年9月に首都アビジャンとその他の街で始まった暴動は、瞬く間にコートジボワール全土に影響を及ぼして内戦の様相を呈することとなり、結果として南部を中心とした政府側と北部を中心とした反政府側とが対峙する構図を提供するに至った。その過程では、後を見るように、フランスや西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）が軍事介入を行い、2004年4月からは国連も平和維持軍を現地に出動させて事態の収拾にあたっている。

2002年に始まったこのコートジボワール内戦を本稿において取り上げるのは、この国連の平和維持活動（PKO）—国連コートジボワール活動（Opération des Nations Unies en Côte d'Ivoire: ONUCI）—が、最近のPKOと同様に、国連憲章第7章に基づき武力行使を許可されていることを契機とするところから、憲章第7章と結合した最近のPKO—いわゆる「強化された（robust）」PKOの特徴を検討するための検討対象となりうるためである。しかもシエラレオネやリベリアにおける事例と同じく、西アフリカにおける紛争でECOWASが密接に関わっていることから、この地域的機関による軍がコートジボワール内戦の収拾に果たした役割、とりわけ国連PKOの設置過程に与えた影響を考察することもここでの重要な目的となろう。

本稿は、冷戦後の国連PKOの変容を検討することを目的に、とりわけ憲章第7章と結合する形式をとった最近のPKOに注目して進められた一連の事例研究の一部を構成す

*神戸大学大学院国際協力研究科教授

る²。そのため、ここではコートジボワールの事例における憲章第7章の援用の意義とPKOの主要な活動原則との関係を中心とした考察を行うにとどめ、これらの一般的な検討は別の機会に行うことにしておきたい。以下では、コートジボワール内戦の原因とONUCIが現地に展開するに至るまでの背景を検討した後、ECOWASの軍やフランス軍との関係を軸としながらONUCIの特徴を描写することで、憲章第7章援用の意義を考えることにする。

I 国連平和維持活動展開までの経緯

1 コートジボワール内戦の背景

コートジボワールは、東にガーナ、北にブルキナファソとマリ、西にギニアとリベリアとそれぞれ国境を接し、南にギニア湾を臨む西アフリカのほぼ中央に位置している。1842年にフランスの保護領となり、以来、西アフリカフランス連邦の一部やフランス共同体の自治共和国を経て、第2次大戦後の植民地独立の流れの中で1960年にフランスからの独立を果たした。従って文化的言語的政治的背景においてコートジボワールはフランスの影響を色濃く受けしており、その面積・人口・資源などを含めた総合的な国力から、ナイジェリアが西アフリカ地域における英語圏諸国のリーダーであるとすれば、コートジボワールはフランス語圏諸国の盟主とみなされてきたということができる。しかしこれら二つの地域大国が1990年代後半にいすれも国内の民族対立やクーデターなどの国内的騒乱により対外

的な影響力を急速に失っていったのは皮肉な歴史の展開であった³。

コートジボワールの場合、1960年の建国以後この国を事実上支配してきた「国父」ウフェ＝ボワニ（F.Houphouet-Boigny）が1990年に行われた同国での初めての大統領選挙で勝利して大統領に当選し、政治過程での民主化への一歩を踏み出した。彼の死後、93年にはベディエ（H.K.Bedie）が大統領に就任して95年に再選されている。しかし、この90年代にカカオやコーヒーの輸出により経済が潤う一方、同時期に導入された経済自由化政策で貧富の差が綿花産業を主とする西部地域とカカオ・コーヒーのプランテーションを中心とする東部・北部地域との間で拡大するとともに、これら一次産品も90年代末には輸出伸び悩みで对外債務が増加して国内経済も疲弊し政情不安となつた⁴。結局1999年12月にゲイ（R.Guei）元参謀総長がクーデターで実権を握り、その後、2000年10月22日の大統領選挙ではバグボ（L.Gbagbo）がゲイを破って大統領の座についている⁵。本稿で問題とする2002年9月からのコートジボワール内戦は、従ってこのバグボ政権下で起こった出来事であった。

2002年9月の暴動に関してはその背景に次の点が関係していることに留意しておく必要がある。第一に、ウフェ＝ボワニ亡き後の後継者をめぐる権力抗争の存在である。ウフェ＝ボワニと同じ中部バウレ族出身、コートジボワール民主党（PDCI）を支持母体とするベディエ、北部出身で国際通貨基金の元副

専務理事、その経済的才覚からウフェ＝ボワニに重用されて1990年から3年間首相を務め共和連合（RDR）を創設したワタラ（A.Ouattara）、そして西部地方のベテ族出身でイボワール人民戦線（FPI）を率いる現大統領のバグボの3名がライバルであるが、それぞれの支持母体が武装グループを有していることもあり、政治的な対立はすぐさま軍事的な対立へと移行する危険があった⁶。

第二に、コートジボワール国民、あるいはイボワール人のアイデンティティーの問題である⁷。コートジボワールは26%の住民がブルキナファソ、マリ、ガーナ出身の外国人であるといわれる。彼らはコートジボワールでコーヒー やカカオのプランテーションで働き、ウフェ＝ボワニは彼らを保護するとともにその支持を集め、広い意味でのイボワール人を形成することで政治的基盤を固めることができた。しかしふェイエはこうした移民労働者を排除するため生粹のイボワール人を想定した「イボワール民族」概念を提唱し、大統領在職時代にこれに該当しなければ大統領の資格なしと主張したのである⁸。その主張は現実にも2000年憲法の第35条に反映されることになり、この改正がその後の和平プロセスにおいて主要な課題となっていく⁹。当初ブルキナファソのパスポートを所持していたとされて2000年の大統領選挙時にイボワール人ではないとみなされたことから選挙に参加できなかったワタラは、2000年選挙の結果の無効を訴え、バグボ大統領と対立することになったのである¹⁰。

バグボは大統領に就任してから、ワタラと会談を行った後、2001年10月に国民和解フォーラムを設置し、2002年1月にはベディエとゲイも加えた4名で会合の機会を持つなど政局の安定に努めようとした。しかし2002年7月の地方選挙においてワタラ率いるRDRが勝利したことから、これを受けて対立陣営も含めた政府が発足したのを契機に大統領派の不満が高まり、ついに9月19日にアビジャンその他の街で暴動が発生して、バグボに忠誠を誓う武装グループがゲイをはじめとする対立陣営の閣僚や支持者を殺害し、その数は400名に達するなど騒然とした状況となったのである。しかもそれに呼応するかのように隣国ブルキナファソからは反政府勢力が侵入して北部を席巻した¹¹。このようにして、9月19日に起こった首都アビジャンでの暴動は一挙にコートジボワール全土に拡大して、政府軍が支配する南部と反政府勢力が支配するに至った北部の対立という内戦状態に突入したのである¹²。

2 和平協定の締結と外国軍の展開

(1) 國際社会の対応とリナ＝マルクーシ和平協定の締結

コートジボワールにおける暴動の一報にすばやく対応したのは旧宗主国であるフランスであった。フランスは、コートジボワール独立後の1961年に同国と防衛に関する協定を締結しており現地に600名の部隊を駐留させていたが¹³、2002年9月22日には自国民とヤムスクロ空港にある軍事基地の保護を目的とし

てさらに200名を追加派兵し、29日には実際に米軍と共同でブアケからの西側諸国市民の救出を行っている¹⁴。なおバグボ大統領はフランスとの防衛協定を援用してフランスからの軍事的支援を要請したが、フランスは同協定がコートジボワール国外からの脅威に対処することを目的としているという理由でこれを拒否し、兵站面での援助にとどめる姿勢を示したという¹⁵。

他方、ECOWASも9月29日に緊急サミットをアクラで開催してコンタクトグループを設置し仲介に乗り出した。当初政府側は停戦合意が反政府勢力に正統性を与えることを懸念して協力的ではなかったとされるが、結局この仲介が功を奏して10月17日に反政府勢力と政府側の間で停戦合意が成立したのである。その際、コートジボワール政府はECOWAS軍が現地に展開することに同意するとともに、それまでの間フランス軍が展開することを要請し、フランスも10月21日までに政府と反政府勢力の間に軍を展開させる軍事活動を行うことを決定した（「リコルヌ作戦（Opération Licorne）」）¹⁶。ECOWASも12月18日の臨時サミットで正式にECOWAS軍を2003年中に派遣することを決定し、1264名の部隊が現地に実際に展開したのである¹⁷。

またそれと平行して和平交渉のための議題についても10月下旬から11月上旬には当事者間で合意がなされ、11月21日にはECOWASより和平計画案が提案されるなど和平の機運が高まり、明けて2003年1月初めにド・ヴィルパン（D. de Villepin）仏外相がコートジ

ボワールを訪問した際に、各当事者と協議してフランスで和平のためのラウンドテーブルが開催されることが本決まりとなった。こうして1月15日からパリの郊外リナ＝マルクーシにコートジボワールの政治グループが参加する会合が開かれて同23日に和平合意（リナ＝マルクーシ和平協定）の締結に至ったのである¹⁸。

このリナ＝マルクーシ和平協定は協定本体とそれに付属する国民和解政府プログラムで構成されており、それぞれの概要は以下のとおりである。

和平協定本体は全部で6項からなり、まずこの和平会議に参加したRDRをはじめとする10の政治勢力や会議を主催した議長及びその支援者が紹介され（第1項）、次に、「フランス軍に支援されたECOWAS軍の展開により可能となり保証された停戦を歓迎」してこれを厳格に遵守するよう要求するとともに、すべての当事者に対していかなる強要行為も直ちに中止して平和に尽力するように求め、すべての政治犯の即時釈放を求めている（第2項）。協定の実質的な部分を占めるのは続く第3項であり、コートジボワールの領土保全の維持とその国家機関の尊重、さらには同国の権威の回復の必要性を強調した上で、権力への民主的アクセスとその民主的行使の原則にコミットすると明言して、そのために以下の9点にラウンドテーブルは合意した。すなわち、a) 国民和解政府の即時設立、b) 信頼できる透明性の高い選挙に向けてのタイムテーブルの設定、c) 次期大統領選挙

まで国民和解政府を率いる首相のコンセンサスによる任命、d) ラウンドテーブルに参加した政治勢力がそれぞれ任命する代表のバランスの取れた入閣、e) 憲法に規定される権限の委任に従った執行権の行使、f) 特にフランスの支援を受けた国防軍の再建、g) あらゆる武装勢力の再編と武装解除、h) 上記活動の保証を目的としたECOWAS、フランス及び国連に対する軍隊の手配の要請、i) あらゆる軍事要員の解放と恩赦を確保するための必要な措置、である。従ってここでは、大統領とは別に新たに任命される首相を中心として各政治勢力の代表者を含めた国民和解政府が国軍の再建や武装勢力の武装解除、和平のための恩赦などを実施し、ECOWASやフランス、国連がこれを支援するという図式が描かれている。さらにEU、ECOWAS事務局長、国連事務総長特別代表、フランスなどの代表で構成されるリナ＝マルクーシ協定監視委員会が設置され、同協定の違反等が国内外の関係機関に報告されるものとされた（第4項）¹⁹。

また国民和解政府プログラムと題する文書は、I 「市民権、アイデンティティー、外国人の地位」、II 「選挙システム」、III 「共和国大統領の資格」、IV 「土地保有制度」、V 「メディア」、VI 「個人の権利と自由」、VII 「再編、武装解除及び動員解除」、VIII 「経済回復と社会的團結の必要性」、IX 「実施」 等様々な主題を取り扱っており、とりわけ内戦の原因にも関係する国籍問題と大統領の資格問題ではそれぞれ、前者については不法滞在者に国籍

取得を促す帰化法案の議会への早期提出とECOWAS諸国出身の外国人に対する一定の居住制限の撤廃等を求め、後者については大統領候補者の資格として「父親もしくは母親がイボワール人」という要件を定めている²⁰。こうした内容に関しては、特にワタタの大統領候補資格問題に端を発する同資格条件の緩和が2000年憲法第35条と合致するのかといった合憲性の問題のほか、この和平協定全体の性格等についても問題点が指摘されている²¹。

以上のような和平協定の内容に関連して、コートジボワール内戦における国連PKOの役割を検討する本稿の目的から注目されるのは、以下の点であろう。

第一に、この和平協定では国連PKOの役割が明確には定められていないということが挙げられる。いわゆる「強化された」国連PKOが派遣された最近の紛争においてはそれぞれの紛争をめぐる和平協定の中でPKOないし国際軍の設置が予定されその任務が明確化されているが²²、コートジボワールの場合、リナ＝マルクーシ和平協定の本体の規定では、国連に対しても武装グループの武装解除作業について関与が求められてはいるものの、現実にはすでに部隊の派遣に応ずる用意を明言していたECOWASとフランスが主たる任務を担うこととされた。それは、同協定付属書にあるVII 「再編、武装解除及び動員解除」で「ECOWASおよびフランスの軍隊の監視の下で国民和解政府が現地の軍隊の再編プロセスに着手し」、「第二フェイズで、ここでもECOWASとフランスの軍隊の監視の下

で行われる上記軍隊の武装解除及び動員解除に関してとるべき措置を策定する」とされていることからも明らかである。すなわち、この和平協定の実施は、特に軍事活動に関わる点についてECOWAS軍とフランス軍双方の支援に依拠することが考えられていたのである²³。

しかし第二に、このことはコートジボワールの和平プロセスにおいて国連が全く関与しないということを意味しない。むしろ当事者並びに関係者は、和平協定監視委員会への参加のほか、次の二つの点において国連の役割を期待していたとさえいえる。それは、一つにはECOWAS軍とフランス軍に対する武力行使の許可である。たとえばリナ＝マルクーシ和平会合終了後に採択された「コートジボワールに関する国家元首会議の結論」と題する文書では、「安保理が、国連憲章に従って、ECOWAS軍とこれを支援する軍に対し、その要員の安全と移動の自由を確保し、かつ、国民和解政府の責任に影響を与えずに、当該軍の活動地域内において目下物理的暴力に脅かされている文民の保護を、利用可能な手段を使用して確保するために必要な措置をとる権利を確認する」であろうという会議の期待が表明されている²⁴。この「必要な措置」に武力行使が含まれると明言されてはいないが、その直前の「要員の安全と移動の自由」および「物理的暴力に脅かされている文民の保護」という目的は最近の国連PKOの事例においてもよく見受けられ、それらがこの目的に限定して武力行使を許可されていること

に鑑みれば²⁵、ここでも安保理によりECOWAS軍とフランス軍に武力行使権限が授権されることを国家元首会議が望んでいたと考えてもあながち不合理ではない。そしてこの期待は実際にも、後に詳しく述べるように、そのおよそ10日後の2月4日に採択された安保理決議1464で実現を見ることになった²⁶。もう一つは、これも同様に「国家元首会議の結果」文書で同会議が国連事務総長に勧奨していた和平協定の実施監視を支援する文民・軍事オブザーバーの派遣である。しかしこれを受けた国連事務総長は、後述するように、軍事オブザーバーの派遣ではなく、ECOWAS軍とフランス軍との間の軍事リエゾンの構築を安保理に提案するにとどまり、安保理も限定的な政治ミッションの一部としてこのリエゾンの設置を許可したに過ぎなかった²⁷。和平会議の関係者が国連に求めたのは、ECOWAS軍とフランス軍が政府側の南部と反政府側の北部との間の緩衝地帯に展開すると同時に、コートジボワール全土に国連のオブザーバーが和平協定遵守の監視のため展開することであったが、これに対して国連はECOWAS軍とフランス軍の展開をあくまでも補完する役割に限定し、国連PKOとしてのオブザーバー派遣の要請を断ったということになろう。国連PKOそのものがコートジボワールに設置されるには2004年2月まで待たなければならなかつたのである。

このようにフランスにおいて和平協定が当事者間で一応合意され締結されたものの、現地における和平の実現は一向に進まなかつ

た。新たにディアラ（S. Diarra）が国民和解政府の首相に任命されたものの、バガボ大統領は協定を無視して首相への権限委譲を拒否し、大統領支持派も反政府勢力が政権内に入り特に国防相と内相の地位につくことに反対して首都アビジャンでデモを動員するなど、当初から恐れられていたように和平協定の実施が締結後まもなく困難となったからである²⁸。このためECOWASが仲介に入り、あらためて3月8日にアクラで、国家安全保障評議会の設置やディアラ首相による国防相・内相の候補者の選出などが和平協定当事者の間で合意された（ア克拉Ⅱ合意）²⁹。またこれを受け同月10日にはバガボ大統領が首相に6ヶ月間の権限委譲を表明し、ディアラもうやく首都に入り正式に首相職に就任して13日に国民和解政府の会合が行われたのである³⁰。しかし政府の閣議に反政府勢力は出席を拒み³¹、しかも停戦違反が両陣営から繰り返されるなど国内情勢は決して安定の方向に向かっているとはいえないかった³²。

(2) ECOWAS軍の任務と現地展開の状況

すでにリナ＝マルクーシ和平協定締結前からECOWASとフランスの軍隊は現地に展開していたが、同協定による任務の明確化と国連安保理による武力行使の許可によりその活動は新たな段階に入った。ECOWASとフランスは、停戦協定の監視と同様、緊密な協力関係を維持しながらともに和平協定の履行監視にあたることになり、ECOWASコートジボワールミッション（ECOMICI）が正式に

この任務を現地で引き受けたのは3月29日のことである³³。これまでの事例でしばしば見られるように、先行する多国籍軍や地域的機関の軍の性格がその後に展開する国連PKOに大きな影響を与えることがあることから、まずこのミッションの実行を検討した上で、その性格を確認しておくことにしよう。

もともとECOWAS軍は内戦勃発直後に締結された2002年10月17日の停戦協定監視のために展開したフランス軍を引き継ぐ予定で当初1200名程度の兵力が現地に派遣された³⁴。それがリナ＝マルクーシ和平協定の締結と安保理決議の採択により、同和平協定の履行監視をフランス軍とともに担うことになったのである。

2003年2月4日に採択された安保理決議1464は、ECOWAS軍事ミッションの権限設定にとって重要と思われる次のような規定を本文第9項においている。

「国連憲章第7章に基づき、かつコートジボワールに関する国家元首会議の結論第14項に含まれる提案に従って行動し、第8章に従ってECOWAS軍に参加する加盟国、ならびにこれらを支援するフランス軍に対して、その要員の安全と移動の自由を確保し、また国民和解政府の責任に影響を及ぼすことなく、その活動地帯内で物理的暴力に直接脅かされている市民の保護を確保するために、6ヶ月の間、利用可能な手段を用いて必要な措置をとることを許可する。その後は、以下の第10項に言及された報告に基づき理事会が事態を評価し、この許可を更新するかどうかを決定

する」。³⁵

これによるとECOWAS軍は、憲章第8章の規定に従って設置された地域的機関の軍と性格づけられるとともに³⁶、憲章第7章に基づき一定の目的—それは先の国家元首会議の結論で示されたものと同一である—のために「必要な措置をとる」ことが認められていることがわかる。憲章第8章による軍事活動を明確にしながらも、同項で憲章第7章に基づく行動に言及したのは、フランス軍にも同様の許可を行う必要があったためでもあるが、同時に第7章と第8章との間の微妙な関係を推察することも可能であろう³⁷。いずれにしてもここでは、憲章第7章と「国家元首会議の結論」に基づく行動として武力の行使が許可されている、すなわち安保理のコントロールの下で武力行使が認められ、それが関係当事者の要請に由来するということが確認できればいいであろう。こうしてECOWAS軍はフランス軍とともに、関係当事者の同意の上で安保理により武力行使を許可された軍事活動に携わることになったのである。

他方でこれに対応してその後ECOWASの側にも動きがあった。2003年3月5－6日にア克拉で開催されたECOWAS防衛安全保障委員会第5回会合でECOWAS軍が正式にECOMICIと称されることが決定されるとともに、その要員を1264名から3411名に増員することが勧告されたが³⁸、こうした名称や人員の面だけでなく、このときにECOMICIのマンデートと活動のコンセプトも新たに定められたのである。すなわちECOMICIのマン

デートは、a) リナ＝マルクーシ和平協定履行への貢献、b) ECOMICI要員、オブザーバー及び人道機関の安全と移動の自由を保証するために必要な措置をとること、c) 国民和解政府の責任を害することなく、利用可能なあらゆる手段を用いてその活動地帯内で物理的暴力に直接脅かされている市民の保護を確保すること、d) 敵対行為中止の監視、e) 人、モノ、サービスの自由な移動の促進、f) あらゆる軍の武装解除、動員解除、社会復帰（DDR）計画の履行への貢献の6つに再定義され、ECOMICIの活動は、停戦地帯におけるフランス軍とECOMICIとの間の権限委譲の完了と国民和解政府閣僚への安全提供というフェイズI、活動を拡大し、コートジボワール全土にそのプレゼンスを明確にして国民の間の信頼を回復させるフェイズII、武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）プログラムの支援というフェイズIII、そして活動の縮小と撤収にあたるフェイズIVの4段階に整理された³⁹。以上のようなマンデートの内容や活動のタイムテーブルは、シエラレオネやコンゴ民主共和国、さらにはリベリアに展開したPKOの事例を髣髴とさせるものであり⁴⁰、別の面から言えば、ECOMICIは、安保理により憲章第7章に基づく行動として認められたからこそ、文民の保護やDDRプログラムの支援といった危険な活動内容を含むことができたということにもなりそうである⁴¹。

さてここで問題は、ECOMICIに対して上記マンデートに関して憲章第7章に基づき武力行使を許可された軍事活動が執行活動、

いわゆるpeace enforcementとみなされうるのか、あるいはpeacekeepingの性格を保持しているのかということであろう。この点は、後述するように、国連PKOによる任務継承とその影響という観点からも重要である。ではこうした軍事活動を任務として担うことになつたECOWASはECOMICIをどのように性格規定していたのであろうか。ECOWASは、実のところ、これまで自らが関与したシエラレオネやリベリアでの事例と同様、ECOWASの軍隊に和平協定実施のための強力な手段が付与されることを望んでいた。それを物語るのは2003年4月下旬に安保理に提出されたECOMICI司令官の活動報告書の内容である。ECOMICI司令官は、安保理決議1464がECOWAS軍とフランス軍に「国連憲章第7章の平和執行の役割（a United Nations Chapter VII peace enforcement role）」を授権したという認識をその中で示しているからである。すなわちECOWAS・フランス両軍の軍事活動は、和平協定と安保理決議に従つた平和ミッションの活動（the operations of the Peace Mission）であり、それによれば、peace enforcementの活動が安保理決議で認められたという立場にECOWASは立っていたと考えられる⁴²。

しかしながら、ECOMICIやフランス軍を安保理による武力行使の許可を受けたpeace enforcementとみなす見方ばかりだったわけではなく、憲章第7章による行動として武力行使を許可した国連自身、これを明確にpeace enforcementに位置づけていたわけで

はない。それは、後に政治的ミッションとして派遣される国連コートジボワールミッション（MINUCI）の役割について述べた2003年8月の国連事務総長報告でも次のようなかたちで示唆されている。

「MINUCIの軍事・文民各要員の展開は引き続き満足のいくかたちで進展している。このミッションは、リコルヌ軍とECOWAS軍の平和維持活動（peacekeeping operations）を補完する重要な監視・リエゾン活動に従事している」。⁴³

つまり、少なくとも国連事務総長によれば、ECOMICIもフランス軍も「平和維持」活動の一環として展開していたと考えられていたのであり、このことから国連とECOWASの間にはpeacekeepingとpeace enforcementについて認識の違い—それによるECOMICIやフランス軍の性格付けの違い—が存在すると推察することも可能であろう⁴⁴。では、その国連はこの内戦にどのように関与し、またどのような立場をとってきたのであろうか。

3 コートジボワール内戦への国連の関与

(1) 内戦初期の国連の対応

2002年9月にコートジボワールで内戦が勃発した当時、国連のスタンスは、ECOWASの和平活動やフランスの軍事行動を注意深く見守るというものであった。たとえば同年10月17日に停戦合意が成立した後、国連事務総長は同21日に発表した声明において、停戦合意締結の歓迎と対話や国民和解を通じた和平実現のための当事者の行動の要請、それに和

平的努力を続けるECOWASへの支持を表明している⁴⁵。もっとも、国連がこの内戦に局外の中立的な立場にとどまったというわけではない。特にECOWASやAUの主張が明確となって以後は、それを尊重するかたちで、バグボ大統領が民主的な選挙で選ばれた正統政府であることを強調するとともに、これを武力によって転覆させ権力を奪取する試みを強く非難している⁴⁶。それは公式には12月20日に採択された安保理議長声明でも明らかにされているが、この議長声明は、その他二つの点でも注目すべき内容を有していた。

第一に、この声明の直前に行われたECOWASサミットの結果を支持して、セネガルが中心となり指揮権を担っているECOMOGのコートジボワール展開を安保理が完全に支持したという点である⁴⁷。そしてそこでは憲章第7章については全く触れられず、武力行使の許可も行われていない。10月17日の停戦合意からその後のECOWASを中心とした和平交渉において、国連に対しECOWAS軍への武力行使の許可を正式に求めることができなかったこともその一因であろう。従ってこの文言からは、少なくとも当時のECOWASの軍隊による軍事活動が憲章第7章に基づく行動という形式を要しない「和平維持」活動としての性格を保有しているとの前提があったと考えられる。

第二に、安保理はこの内戦におけるフランスの紛争拡大防止の努力を賞賛しているが、その際に、それがコートジボワール政府の要請によるものであること、そしてECOMOG

の展開までの間の暫定的なものであることをそれぞれ確認していることである。そのいずれも停戦合意においてコートジボワール政府が主張した点であり、その意味では国連によるこれらの確認は新味を帯びるものとはいえないが、フランス軍の現地活動の法的基礎が正統とされるコートジボワール政府の同意・要請にあること、武力行使を許可する憲章第7章の行動は認められていないこと、フランス軍からECOWAS軍への移行が前提となっていたことをあらためて安保理が銘記していたことは、当時のフランス軍の活動の性格を考える上でやはり重要といわなければならぬ⁴⁸。

2003年1月23日のリナ＝マルクーシ和平協定締結後になると、国連の関与はさらに積極的となる。それは、同協定の締結歓迎とECOWASの和平努力の賞賛といった単なる和平プロセスへの後方からの支援だけでなく⁴⁹、コートジボワール国内の内戦の要因についての考察と対処、あるいは内戦によって生じた被害の把握とその救済措置の探求にまで及ぶことになり、結果としてバグボ政権との摩擦も増大されることになった⁵⁰。

しかしこの時期最も重要なのは、2002年10月の停戦合意とこの和平協定の内容に沿ったかたちで、先に見たように安保理が決議1464でECOWAS軍とフランス軍に武力行使を許可したことであろう。しかもこの決議は単に国連加盟国もしくは地域的機関に武力行使を許可したことだけではなく、そうした軍事活動を安保理のコントロールの下

においていたという点でも強調されなければならない。そこでは、武力行使の目的を要員の安全と移動の自由や物理的暴力に脅かされている市民の保護に限定するとともに、行使期間も6ヶ月に限定し、さらにECOWASとフランスにそれぞれのマンデーの実施状況を定期的に報告するよう要請してその報告に基づき武力行使の許可を更新するかどうかを決定するとしているからである⁵³。こうした武力行使の目的の限定、行使期間の限定、活動の報告とそれに基づく安保理の判断権行使は、他の多国籍軍型軍事活動でも確認されるような安保理のコントロールの典型的な特徴を表しているといえるであろう⁵⁴。

だが他方、和平協定における国連へのもう1つの要求、すなわち和平協定実施の監視を目的とする軍事・文民オブザーバーの派遣については慎重であった。具体的には、すでに述べたように、政治的ミッションの設置にとどまつたのである。それが国連コートジボワールミッション (Mission des Nations Unies en Côte d'Ivoire: MINUCI) であった。

(2) 国連コートジボワールミッション (MINUCI) の設置とその影響

リナ＝マルクーシ和平協定の具体的実施を目的としたいわゆるアクラⅡ合意が結ばれて2週間ほど経った2003年3月26日に、国連事務総長は、コートジボワール内戦の現状報告とこの内戦における国連の役割に関する報告書を公表した⁵⁵。現地の治安状況の評価において、「現在フランス軍が演じている強力な

(robust) 介在的役割」が必要だとしている点から、フランス軍の活動が「強化された」PKOに近いものという認識があったことも興味深いが、さらに注目すべきことに、この報告書は国連の軍事的な役割に関して4つの選択肢を検討し、結果としてそのうちの1つを安保理に勧告している。すなわち、(a)国連事務総長特別代表の軍事的アドバイザーチームの設置、(b)フランス軍・ECOWAS軍の現地作戦本部並びに政府軍及び反政府側軍事勢力の本部にそれぞれ設置される軍事リエゾングループの展開、(c)コートジボワール全土への軍事オブザーバーの展開、(d)完全な平和維持活動の立ち上げを選択肢と掲げ、事務総長は、和平会議で要請された(c)については和平協定の実施について実質的な進展が見られてから検討対象になるとしてこれを退け、代わって(b)が妥当としたのである⁵⁶。

これを受けた安保理は、5月3日に包括的停戦協定が紛争当事者間で締結されたこともあり⁵⁷、同13日に決議1479を採択して、和平合意の当事者によるその実施促進をマンデーとするMINUCIを正式に設置し、政務・法務など7部門について国連事務総長特別代表を支援するスタッフと当初26名（最大76名）からなる軍事リエゾンチームをその下に置くことに決定した。安保理は事務総長の勧告に同意し、その選択肢(b)を基礎に軍事部門を導入してフランス軍及びECOWAS軍の活動を補完することを目指したのである⁵⁸。このような経緯で設置されたMINUCIは次のような特徴を備えていた。

第一に、MINUCIの設置を決定した決議1479はその前文で、コートジボワールの安定に対する挑戦の存在に注目し、「コートジボワールの事態がこの地域における国際の平和と安全に対する脅威を構成すること」を認定していくながら、MINUCIを憲章第7章とは関係付けていないことが挙げられる。シエラレオネやリベリア、ブルキナファソといった隣国との関係からこの内戦の存在自体が憲章第39条の「平和に対する脅威」の認定につながったことは最近の安保理の実行からみて想像に難くない。また、こうした「脅威」認定が行われながらも憲章第7章に基づく措置の発動が意図されなかったことはMINUCIのマンデートからも明らかであり、第39条の認定と憲章第7章の措置の発動が切り離される最近の事例の傾向を踏襲しているといえよう⁵⁷。ここでは、コートジボワールの事態が「脅威」と認定される一方、MINUCIはあくまで非第7章上の措置としての性格を有しているのである。

第二に、非第7章上の措置としてのMINUCIは国連PKOとして設置されたのではなく、政治的ミッションと位置づけられて展開した。この点は提案を行った事務総長報告でも設置決議の中でも明言されてはいないが、その設置後、安保理議長より安保理の意向としてMINUCIを「特別な政治的ミッション」と性格づける旨の理解が事務総長に伝えられたという⁵⁸。このように安保理がMINUCIをPKOではなく、あくまでも政治的ミッションとすることにした背景には財政

上の問題があったとされている。すなわち、国連PKOとして設置されるとその予算はPKO基金から拠出されることになるが、その分担率が比較的高い米国が難色を示し、それよりも自国にとって負担の少ない国連の通常予算でまかなわれる政治的ミッションとすることに固執したため、安保理では国連PKOの設置が困難だったのである⁵⁹。

第三に、このように非第7章に位置づけられる政治的ミッションとしてのMINUCIの性格は、しかしながら固定されたものではなく、事態の推移によっては事務総長の選択肢(d)にいう「完全なPKO」にまで展開する可能性を含んでいた。確かに、事務総長報告の中でも事態の進展につれ選択肢(c)や(d)が再検討されることについては言及があったが、特に(d)は軍事要員およそ5500名を擁する「強化された(robust)」平和維持活動の展開とみなされ、フランス軍やECOWAS軍がコミットする状況に大きな変化が生じた場合にのみ考慮されると指摘されていたように、そうした移行が前提となっていたわけではない⁶⁰。しかし、MINUCIが特別な政治的ミッションであることを確認した安保理議長書簡が、同時にMINUCIがそのマンデートの改訂作業の過程でPKOに変わる可能性やコートジボワールにおける国連のプレゼンスの更なる強化についても示唆していたことは注目に値しよう⁶¹、実際にそうした移行の原因となる「大きな変化」はその後まもなくECOWASの側から持ち出されることになる。

(3) ECOMICIから国連コートジボワール活動(ONUCI)へ

MINUCIの設置が決定された後、2003年7月4日には政府側のコートジボワール軍(FANCI)と、北部を支配する反政府勢力の集合体「新勢力(Forces Nouvelles: FN)」が戦争を終結する旨の宣言を行い⁶²、恩赦法が8月8日には成立するなど和平プロセスの進展が一定程度みられた⁶³。そしてこれと並行して6月23日にMINUCIに参加した26名の軍事リエゾンが順次内陸部の拠点に配置されていき⁶⁴、また5月末にはコートジボワールの北部と南部の間に横たわる「信頼区域」の西部地域にも進駐していたECOMICIとフランス軍に対しては武力行使の許可をさらに6ヶ月間延長する安保理決議1498が8月4日に採択されている⁶⁵。しかし他方でこの時期は不安定な要素も見られており、6月末の通信相暗殺未遂事件⁶⁶や8月のクーデター計画発覚事件⁶⁷、さらにバグボ大統領による閣僚任命へのFN側の拒否と国民和解政府からの一時離脱(9月)⁶⁸、FNによるMINUCI軍事リエゾン要員の拘束(10・11月)⁶⁹、大統領を支持する過激派集団によるフランス系企業への襲撃⁷⁰、FANCIの支援を受けた大統領支持派の武装集団による停戦ラインの越境とこれを阻止するECOMICIおよびフランス軍との交戦⁷¹などの事件が生じ、和平プロセスの停滞が懸念される状況でもあった⁷²。

こうした中、11月11日にアクラで開催されたECOWASミニサミットにおいて西アフリカ情勢、とりわけコートジボワールの状況を

討議した参加7カ国は、同国内におけるECOWASミッション強化の可能性を検討してこのミッションを国連の平和維持軍に置き換えるよう国連安保理に求めるアピールを採択した⁷³。そして同24日には安保理公式会合の席でECOWAS議長国であったガーナとECOWAS事務局長が正式にECOMICIを国連PKOに編成しなおすよう要請したのである⁷⁴。ECOMICIを国連PKOに組み替えるこうした要請は9月の時点でECOWAS防衛安全保障委員会会合においても検討されていたが、その背景にECOWASの財政的困窮があったことはいうまでもない⁷⁵。このECOWASの財政問題には国連事務総長も強い関心を寄せており⁷⁶、すでに2003年7月には、ECOMICIに対する自発的拠出金の提供がなければ9月末までにその資金は底をつくという指摘さえなされていた⁷⁷。しかも同じ時期、ECOWASはコートジボワールの隣国リベリアにも平和維持軍(ECOMIL)を展開させており、財政状況の逼迫は誰の目にも明らかであった。注目されるのはそのECOMILの場合には国連PKOが後に置き換わることが前提となって展開したことであり⁷⁸、こうした方策の適用がコートジボワールの場合にも考えられたとしてもなんら不思議はないであろう。

しかし他方で重要なのは、ECOWASが、コートジボワール国内の安定とリナ＝マルクーシ和平協定の実施のためには「強化された(robust)」平和維持軍の展開が不可欠であると考えていたことである⁷⁹。こうした「平和

維持軍」の強化は、ECOWASにはその兵站面や財政面での不十分さから望むべくもなく、従って国際社会からの支援、具体的には国連による「強化された」PKO派遣の要請と接合されることになったことには理由がないわけではない。しかもすでに確認したように、ECOMICI自体には憲章第7章に基づく行動として一定目的のための武力の行使が許可されていたのであり、その活動をpeace-keepingとみなすか、peace enforcementと考えるかの違いはあったにせよ、こうした憲章第7章下の行動が認められた活動として ECOMICIがすでに現地に展開していたことは、同じく第7章に基づく武力行使が許可される「強化された」PKOとして再展開する素地を提供するものでもあったのである。

こうした動きは当事者であるコートジボワール政府の対応にも实际上反映した。それが明らかになったのは、2003年11月10日付安保理宛バガボ大統領書簡においてである⁸⁰。この書簡でバガボは2つの注目すべき要請を行った。それは第一に、MINUCIがECOMICIを含めて国連PKOに置き換わることを要請しているという点である。つまり、軍事リエゾンと国連事務総長特別代表への小規模なアドバイザーで構成されているMINUCIを発展的に解消して、軍事的にも強化された国連PKOとして再展開することを望んだのであり、これはECOWASの希望にはほぼ沿うかたちの提案であった⁸¹。第二には、ECOMICIと同様に現地に展開しているフランス軍の役割もこの国連PKOが継承すべきだとしている

点である。バガボ政権とフランスの間には以前より微妙な緊張関係が存在しており⁸²、コートジボワール政府が、一時的にはずであつたフランス軍の駐留の長期化を恐れ、その影響力から脱するために国連による肩代わりを求めたという見方も成り立ちうるであろう。ただしこの後者の点については、後に国連PKOが新たに展開した後もフランス軍の駐留が引き続き認められ⁸³、いわゆる国連PKOと外国軍の並列的展開が出現したように、国際社会に受け容れられるところとはならなかつた。

こうして国連はECOWASとコートジボワール政府による国連PKOの新たな展開の要請を受けたわけだが、その後12月12日に懸案であった首相の権限問題に関してバガボ大統領がディアラ首相宛の書簡で権限委譲の確認を行い⁸⁴、同22日にはそれまで国民和解政府から離脱していたFN出身の閣僚が政権への復帰を宣言したことからコートジボワール情勢の好転も期待され⁸⁵、内戦当事者もすべて ECOWAS軍を包摂するかたちでの国連平和維持軍の展開を求めていたとされることから⁸⁶、安保理は11月13日に決議1514を採択して、MINUCIの任期を2004年2月4日まで延長することを決定するとともに、新しい国連PKO構想を打ち出すことを期待して2004年1月10日までに報告書を提出するよう国連事務総長に要請した⁸⁷。もともと2003年後半以降の膠着状態を解決するためにはMINUCIの強化が必要であるとの立場を国連事務総長も取っていたのであり⁸⁸、後に検討するように

その線に沿った構想が2004年1月6日付事務総長報告として公表された⁸⁹。安保理は、2月4日に、MINUCIの任期とECOWAS軍への参加国とフランス軍に付与した許可を2月27日まで延長することを決定した決議1527を採択した後⁹⁰、その延長期間が切れる27日に決議1528を採択して、ECOMICIを再編成しMINUCIを強化した国連コートジボワール活動（ONUCI）の設置を正式に決定したのである⁹¹。

Ⅱ 国連コートジボワール活動（ONUCI）の特徴

1 安保理決議1528におけるONUCIの概要

(1) 国連事務総長による国連PKO派遣構想と安保理決議1528

安保理決議1528はONUCIの設置を2004年4月4日と定めてまず1年間の活動を決定したが、その際に前文でいわゆる「平和に対する脅威」認定と憲章第7章への言及を行っており、ONUCIが憲章第7章下での国連PKOであったことをうかがわせる⁹²。

このONUCI設置に至る国連PKO強化の提案は1月6日付国連事務総長報告で具体的に行われているが、その内容は、安保理決議1514に従い2003年12月3日から11日にかけて現地を訪問したミッションの評価を根拠としたものであった。そのミッションは、国連の役割の強化を提案するとともに、特にECOMICIに対する兵站面と財政面での支援が過去11ヶ月不十分であり必要なリソースが

得られていないことから、現地に国連平和維持軍を派遣すべきであるというECOWASの提案を真摯に受け止め、ECOMICI部隊をこの平和維持軍に割り当てることが不可欠という結論に達していた。この結論を受けて事務総長が、これまで「信頼区域」においてECOMICIにより行われてきた役割を引き継ぎ、これをさらに強化することを国連PKOの最優先事項として掲げたことは容易に理解されよう⁹³。安保理決議1528の本文第1項でECOWAS軍からの権限委譲に言及があるのはその趣旨である⁹⁴。

しかし、ONUCIはECOMICIからだけその構造・任務を継承することが意図されていたわけではない。事務総長は、MINUCI、ECOMICIおよびフランス軍の当初の展開期限日であった2月4日までに当事者が和平プロセスを進展させることを条件として、安保理がこの和平プロセス支援のため多角的な(multidimensional) 国連PKOの派遣許可を検討すべきであるとして、6240名(200名の軍事オブザーバーと120名の本部要員を含む)の軍事要員のほか、選挙、DDR、人権、広報、民事、政務、そして文民警察と司法で構成される民生部門をPKOに含めるよう提案していたからである⁹⁵。その提案の趣旨からして、MINUCIの要員のうち軍事リエゾンが200名の軍事オブザーバーに編入されるほかは、原則としてMINUCIの民生部門の強化であり、形式的には国連PKOの新たな展開とみなされるが、実質的には、従来特別な政治的ミッションとしか位置づけられていなかつ

たMINUCIのPKOへの昇格といってもいいであろう。安保理決議1528の本文第1項で、ONUCIへの権限委譲がECOWAS軍だけではなくMINUCIも対象となっていたことはそのことを裏付けるものである⁹⁶。その意味でONUCIは構造上、MINUCIとECOMICIの双方を発展的に解消させて作り出された—すなわちその双方を取り込むかたちで設置されたということができる⁹⁷。この点は次節で説明するように、任務内容において明確に確認されることになる。またこうしたMINUCIからONUCIへの移行は、財政的基盤が国連の通常予算からPKO予算へ移行することを意味したことも忘れてはならない⁹⁸。

注目されるのは派遣予定の国連PKOとフランス軍との関係についてである。これは、国連PKOの規模や構成を考える際に、平和維持軍に予定される任務の性質、展開可能な地理的範囲と並んで考慮されるべき事項とされており、その関係のあり方が国連PKOの規模・構成と連動していたことがうかがえる。事務総長は具体的には二つの選択肢を用意していた。一つはフランス軍との役割分担を行うことで国連PKOの軍事要員を6240名に限定することを可能とする一方、フランス軍は即時対応能力を受け持つ軍として国連軍司令官の戦術的コマンドの下に置かれるとするものであり、評価ミッションが支持する方策であった。もう一つはフランス軍との役割分担を考慮せず、国連平和維持軍自ら即時対応能力を有することから約8900名の要員を擁するという案で、場合によってはフランス軍

の撤退を視野に入れたものでもあった。結局、フランス当局との協議の結果、フランス軍と国連平和維持軍との間で責任の分担が行われることが了解されて第一の案が選択されたことになり、これが安保理決議1528にも反映されて、フランス軍の現地展開が一年間延長さるとともに、国連平和維持軍の規模も6240名に限定されることになったのである⁹⁹。

以上をまとめると、国連事務総長提案と安保理決議1528により、これまで主としてECOMICI、MINUCI、フランス軍の三者でコートジボワール内戦の管理が行われていた従来の図式から、ECOWASの財政問題や平和維持軍の強化を理由に、ECOMICIとMINUCIの形式的統合・再編によるONUCIの設置・強化とフランス軍の展開維持、そしてONUCIとフランス軍という二つの機関相互間の関係強化という方向性へと国連の方針が転換したことが明確となったのである。次にONUCI自体の性格をそのマンデートの検討を中心により詳しく見ていくことにしよう。

(2) ONUCIの任務内容

ONUCIのマンデートについては安保理決議1528の本文第6項に詳しく記載されている。それによるとこのマンデートは大きく、「停戦と武装グループの動向の監視」「武装解除・動員解除・社会復帰・再結集・再定住(DDR)¹⁰⁰」「国連要員、施設、文民の保護」「和平プロセスの実施支援」「人権分野での支援」「広報」「法と秩序」という7つに区分さ

れており、それぞれの項目においてより詳細な任務が定められている。ここでは国連PKOと憲章第7章の関係を探る本稿にとって注目されるもののみを取り上げることにしよう。たとえば「停戦と武装グループの動向の監視」については(a)2003年5月3日停戦合意の実施の監視と停戦違反の調査、(b)FANCIおよびFNとのリエゾン、(c)国境監視に関する政府の支援が、「DDRRR」では(d)すべての軍の再編成と兵舎割当に関する政府への支援、(e)DDRプログラム実施の際の政府への援助、(f)自発的再定住に関するUNAMSILやUNMILとの調整、(g)(e)と(f)のプログラム実施における地域的アプローチの考慮の必要性の確保、(h)旧戦闘員から引き渡された武器弾薬類の保管と破壊、さらに「国連要員、施設、文民の保護」については(i)国連要員・施設・装備の保護；国連要員の安全と移動の自由の確保；政府の責任を害さないように、物理的暴力の差し迫った脅威の下にある文民をその能力と展開地域内において保護すること、(j)コートジボワール当局と調整の上、政府閣僚の安全提供を支援、(k)治安確保を支援することで人・もの・人道的支援の移動を促進することが規定されている¹⁰⁰。

ここで留意しなければならないのは以下の点であろう。第一に、先にも述べたようにこのONUCI設置決議は本文第8項で、「ONUCIに、その能力と展開地域の範囲内で、自らの任務を遂行するために必要なあらゆる手段を使用することを許可」しているが、これ以上の限定は明らかにされていないため、

この武力行使の許可は、理論的には、上記に掲げたONUCIのすべての任務遂行について妥当することになる。ただ、その具体的任務内容からみて、たとえば「人権分野での支援」や「広報」が憲章第7章に基づく武力行使の目的になるような状況は考えにくいし、「法と秩序」についても(p)コートジボワール全土における文民警察の回復について政府を支援；治安サービスの復興に助言、(q)コートジボワール全土における司法の権威、法の支配の再確立のため政府を支援するといった程度であり、これも武力行使の許可事由となるようには思われない。従ってONUCIに武力行使が認められる可能性のある任務としては、「DDRRR」の実施や「国連要員、施設、文民の保護」の実現の範囲に実際には限定されるであろう。この点はONUCIの設置経緯からECOMICIの任務を継承する結果となったことからも容易に理解されうることである。

第二に、特に「停戦と武装グループの動向監視」における(b)や、各事項におけるコートジボワール政府への助言等に見られるようなマンデートはそれぞれ軍事的もしくは政治的側面でMINUCIの活動の延長線上に位置づけられる。すでに確認したように、ONUCIは、ECOMICIとともにMINUCIからも権限を委譲されて設置されているのであり、こうした2つの機関からの継承による二重的性格はそのマンデートの面でも見て取ることができるのである。

第三はフランス軍との任務の住み分けと相互補完関係の強化である。国連事務総長が確

認していたように、新しい国連PKOはECOMICCIの果たしてきた役割を継承し強化することを目的としていたのであり、その限りで展開地域における要員の保護、信頼区域での監視、停戦違反の抑止と報告、国連要員と人道的機関の移動の自由の促進、展開地域における自己の能力範囲内の文民の保護などはONUCIに当然引き継がれるものであった¹⁰¹。逆に言えば、ECOMICCIとフランス軍の関係においてフランス軍が主に負っていた任務についてはONUCIがこれを負う必要はない、依然としてフランス軍がそうした任務を担い続けると考えるのが合理的であろう。事実、安保理決議1528の本文第16項には、フランス軍に「ONUCIを支援するために必要なあらゆる手段を使用する」ことが許可され、その目的として特に、国際軍の活動地域における一般的な安全への寄与、ONUCIの要請により同要員の安全が脅かされた場合の介入、必要な場合にはONUCIが直接コントロールする地域外での交戦行為に対する介入、フランス軍の展開地域における文民の保護の援助があげられているからであり、これらはいずれもONUCIの活動範囲外があるいはその能力を超えるものといえるのである¹⁰²。

以上からONUCIの任務の一般的構造と活動の基本的性格が明確になったように思われる。すなわちONUCIは、基本的にECOMICCIの任務内容を引き継いで、フランス軍と協力しながらその実現のためにECOMICCIと同様に憲章第7章に基づく武力行使を許可されるとともに、他方MINUCIからは主として民生

部門の任務を引き継ぐとともに人員や任務の面でさらに強化されている。従ってONUCIとは、ECOMICCIからは軍事的性格を、MINUCIからは民生面での性格をそれぞれ受け継ぐ時系列的展開を表しつつ、フランス軍とは任務の住み分けと関係強化を果たす並列的展開を示した「多角的な」「強化された」PKOであると評し得るであろう。

2 ONUCI展開後のコートジボワール情勢とONUCIの実行

(1) 3月25日事件とONUCIの対応

この節ではONUCI設置以降のコートジボワール情勢を簡単に説明するとともに、ONUCIの性質決定に資するような実行をいくつか取り上げて検討することにしたい。

安保理決議1528で予定されていたようにONUCIの現地展開は2004年4月4日に混乱もなく開始された。これにより国連は正式にMINUCIをONUCIに置き換えると同時に、ECOMICCI前司令官を引き続きONUCI司令官に任命してECOMICCI部隊をそのままONUCI部隊に編入させたのである¹⁰³。しかしながら他方で現地情勢は混乱しており、その直前の3月25日にアビジャンで行われたデモに対して治安部隊が発砲したことから多数の死傷者がが出る事件が起きて、これがその後の和平プロセスを停滞させる原因となっていた。コートジボワール情勢は2004年2月より急速に悪化しており、3月10日には大統領派の集団が司法省やFN出身の閣僚の公邸へ押しかけるなどの事態が生じてECOMICCIとフランス軍

がこの襲撃を阻止するということもあったのである。このため国民和解政府の閣議が11日にデモの禁止を決定したところ、反政府勢力を結集した「マルクーシ連合」が和平プロセス停滞の打開とリナ＝マルクーシ和平協定の完全実施を求めて3月25日にデモを行うことを宣言したことがこの事件のきっかけであった¹⁰⁴。

この3月25日事件に関して設置された国際調査委員会による調査の結果、25日から26日にかけてコートジボワール政府による人権侵害行為があったことが明らかとなりこれが政治問題化したが¹⁰⁵、ONUCIとの関係では現地展開早々この騒乱状態をいかに制御するかが焦眉の課題となったのであり、具体的には事件当日の犠牲者を追悼する集会が4月24日に行われることになったためその治安確保が当面の任務となった。この追悼集会ではコートジボワール国軍を中心としてONUCIとフランス軍がこれを支援する体制がとられることになり、結果としてデモ隊の囲い込みに成功したという¹⁰⁶。こうした治安維持目的の出動はONUCIのマンデートの範囲内ではあるが、その性格は警察力の行使とみなしたほうが適切であろう¹⁰⁷。

なおこの事件の処理と並行して、ONUCIは順次コートジボワール内陸部への展開を進めていったが、その過程でONUCI要員に対する嫌がらせなどもあり、安保理が紛争当事者に協力を求める状況であった¹⁰⁸。実際にも、6月に入ると大統領派と見られる武装勢力によりフランス軍とONUCIがアビジャンで攻

撃を受けてこれに応戦するなど、散発的な小競り合いは各地で散見されたのである¹⁰⁹。そのような場合、ONUCIがどの程度の武力を行使したのかは定かではないものの、状況からすると自衛を超えるような範囲で応戦したとは考えがたい。DDRの実施はまだ行われておらず、また文民の保護という事情もなかったことから、憲章第7章の援用が想定されていたような事態は生じていなかったからである。ただし、特に大統領支持派が有するフランスに対する敵意が高じてフランス軍に対する攻撃が生じたことは、これと連携した作戦行動をとるONUCIにとっても重大な影響を与える可能性があろう。中立・公平を標榜する国連PKOが、現地住民には公平とはみなされない外国軍と協力関係を維持する場合、当該PKO自身も現地住民からその中立・公平性を疑問視される危険がないわけではないからである¹¹⁰。

(2) FN支配地域における人権侵害問題とONUCI調査チームの派遣

コートジボワール北部を中心に全土の約60%を支配するFNは、国民和解政府から自陣営出身の閣僚をひきあげるなどそれ自体不安定な要素を構成していた¹¹¹。こうした中、6月20日と21日にFNが支配する北部の街ブアケとコロゴで、FNを構成する勢力同士の武力衝突があり、あわせて22名の死亡が確認された。まず20日にはコロゴで、FNの有力者クリバリ（I.Coulibaly）を支持すると見られる集団が同地に駐屯するFN軍事要員に対

して攻撃し文民を含め11名以上の死傷者がいる事件が起こったほか、続いて同じ集団はコロゴからブアケに移動中のソロ（G.Soro）FN事務局長を襲撃したのである。同日FNは、この襲撃の背後にはバグボ大統領を軍事的に支援するブルキナファソのコンテ大統領が存在するとしてこれを非難したが、さらに翌21日にはクリバリとソロを支持する両勢力の間でブアケが戦闘状態となったと伝えられる¹¹²。

この事態に付随して生じたのがコートジボワール北部地域、特にコロゴ地区における人権侵害状況の悪化であり、リナ＝マルクーシ和平協定監視委員会がいち早くこれを指摘して懸念を表明したほか¹¹³、ONUCIの人権部門も事実を確認するために現地に調査チームを派遣した。この調査チームはONUCI人権部門のスタッフに文民警察を加えたもので、7月1日から12日と同22日から26日にかけて現地調査を行い、射殺されもししくは生き埋めにされた約100名の遺体を葬った墓を発見したという。注目されるのは、ONUCIの調査チームが現地への移動の途中ONUCIの平和維持軍により安全を確保されていたと同時に、このONUCIもフランス軍に援護されていたという事実である¹¹⁴。ONUCIの人権問題への関与はそのマンデートの上からも強調されているが、調査チームの安全確保をONUCI軍事部門とフランス軍が共同して行っていることも特徴的であり、両者の協働関係を確認することができる。しかもその関係は、国連要員の安全を一義的にはONUCI軍事部門の役割として、フランス軍はこれを補

完するように支援していることから、先に見た安保理決議1528で想定した両者の関係を投影したものといえよう。しかしこのことは、武力行使の観点からすると、ONUCI軍司令官自らが懸念を示したように、ONUCI軍事部門の部隊行動基準（ROE）では、フランス軍とは異なり、停戦監視を行う際や信頼区域における急迫した物理的暴力の下に置かれた文民への保護の提供する際に武力行使が認められていないということを表すものでもあり、武力行使を伴う際に果たして両者が実効的に協力し合えるかは不明確な点も残されているといわざるを得ない¹¹⁵。

(3) アクラⅢ合意の締結と「平和の回廊」構想

2003年1月のリナ＝マルクーシ和平協定を具体的に実施するために同年3月に締結されたアクラⅡ合意の枠組みが事实上頓挫していることを考慮して、現状に即した新たな和平協定の実施枠組みを構築することを目指し、関係当事者を含めた交渉が再び行われた結果、7月30日にア克拉Ⅲ協合意の採択に至った¹¹⁶。それによると、大統領候補者資格の改革に関する立法の提出、DDRプロセスの2004年10月15までの開始、首相への権限委譲といった従来からの懸案事項の実施をタイムテーブルに載せる作業が定められるとともに、この実施を監視するためのメカニズムとして監視グループが設置された¹¹⁷。

ONUCIについていえば、ア克拉Ⅲ合意においてその正式な位置づけは定められていない

い点が注目に値しよう。リナ＝マルクーシ和平協定やアクラⅡ合意では国連PKOの展開が前提となっていなかったためこれに言及がないのは当然であったが、ONUCI設置後の和平プロセスの合意において、その実施に重要な役割を有すると思われるONUCIに明確なマンデートがみられないということは、これまでの他の事例と異なるところであろう。つまりシエラレオネやリベリアでは和平協定が安保理による国連PKO設置決議に先行したため当該協定の中で当事者の要請に沿うかたちで国連PKOのマンデートが明確化されたのに対して、コートジボワールにおいては、当初和平協定では国連PKOの設置が想定されず、その後の情勢の変化でその導入が決定された際に設置決議でマンデートを明確にしたことにより、和平協定の具体的な実施合意でことさらこれに言及する必要がなかったものと推測される。とはいえ、ONUCIはこのア克拉Ⅲ合意の枠組みの下でも依然として重要な役割を演じていることは間違いない。

それは第一に、先に述べたア克拉Ⅲ合意の実施に関する監視グループにONUCI代表、具体的には国連事務総長コートジボワール特別代表が、ECOWASおよびAU代表とともに参加しているという点である。リナ＝マルクーシ和平協定、さらにはア克拉Ⅲ合意が現実に実施されることこそが重要であり、そのためにはフォローアップの必要性が強調されていたが¹¹⁸、この監視グループは2週間に1度、ア克拉Ⅲ合意実施の進捗状況についてECOWAS議長、AU議長、それに国連事務

総長に報告書を提出することで、当事者による和平協定の実施を促進しようとしている¹¹⁹。このフォローアップの過程にONUCIは直接・間接に貢献しているといふことがいえよう。

第二に、より実践的な面として、ONUCIが国連開発計画（UNDP）と立ち上げた「平和の回廊（Corridors de la paix）」イニシアティブがある。このプログラムは、政府軍及びFNの支配領域にそれぞれ安全な通行帯を設けて内戦によって離れ離れとなった家族を再会・再統合させるとともに、平和回復のため住民相互の信頼醸成を目的としている。内戦勃発から2周年目の記念事業としての性格も持ち、実際に9月19日にはONUCI平和維持軍のエスコートで、最初に政府が支配する南部地域にいる子供たちが北部のFN支配地域に移動したという¹²⁰。この行動に対して敵対的行為は見られなかつたが、仮に襲撃を受けた場合、まさに自己の勢力下にある文民を保護する目的で憲章第7章に基づく武力行使がONUCIに認められたであろう。その意味でこの「平和の回廊」イニシアティブは憲章第7章と密接な関連性を有していたと評価することも可能である。

このようにONUCIは、その現地展開後も、とりわけア克拉Ⅲ合意締結以後は重要な役割を演じており、その一部は「平和の回廊」イニシアティブで見られるように、憲章第7章に基づく行動を前提とした任務を遂行していくことも確認される。そこで最後にあらためてONUCIと憲章第7章の関係を次節で整理

することにしよう。

3 ONUCI設置決議における憲章第7章 援用の意義

国連PKOの設置決議や任務授権決議において憲章第7章が援用される場合、常にPKOの基本活動原則との抵触が問題とされてきた。それは、PKOが関係当事者の同意に基づき派遣・展開し中立・公平な態度でこれに接するとともに自衛を超えない程度でしか武器は使用できないというように、同意、中立・公平、自衛の各原則に従って行動するのに対し、憲章第7章下での行動は、強制措置を発動するためにその対象となる事態や当事者を特定するとともに、平和の実現のため相手方の意思を強制するという目的に向け非軍事的・軍事的手段を実施することを主眼とするのであり、それぞれがよって立つ原理が根本的に相容れないものとしてとらえられているからである¹²¹。従って、憲章第7章に基づく行動が認められているONUCIについても同様の観点からの検討が必要となろう。

まず、ONUCIにおいて同意原則に優位するかたちで憲章第7章が援用されたのかどうかが問われるが、関係当事者の意向に反して国連PKOを現地に展開させるため憲章第7章を設置決議で援用することは、理論上は考えられるものの、およそpeacekeepingの範疇におかれる限りこれまでこうした事例はほとんどないことを確認しておかなければならない¹²²。ONUCIの場合も、すでに見たように、バグボ大統領の書簡による公式の要請

があつたほか、紛争当事者がすべて参加している国民和解政府の要請に基づくものであつたことが国連事務総長により明らかにされている。ただし、国連PKOの派遣が議論されていた当時、特にバグボ大統領による公式の要請が行われた時点において、FN出身の閣僚は国民和解政府から一時的に離脱していたことから、この政府の意向が紛争当事者すべての同意によるものであったかどうかということが問題点としては挙げられよう。しかしこれも、その後のECOMICIからONUCIへの転換とその展開が比較的平穏に進んだという事実や、特にFN側から異議が唱えられなかつたことからみて、紛争当事者の同意を否定してまでPKOが展開したことの証拠とみなされるものではないと考えられる¹²³。

国連PKOの特徴としての中立・公平性についても、ONUCIでは基本的に維持されている。国連事務総長やアクラⅢ合意監視グループがONUCI軍事部門を指して、フランス軍とともに「公平軍（Impartial Forces）」と称しているのはその証左であろう¹²⁴。これは、憲章第7章がその設置決議等で援用されている以上とも、それは当該軍隊の「公平性」に影響を与えないという最近の傾向を確認するものもある¹²⁵。コートジボワール内戦の場合、南部と北部とで政府軍とFNそれぞれの支配領域が確定しているため、両者による支配に対する不干渉という意味での中立・公平性もなお維持される余地がないわけではないが、それよりもこの「公平性」は和平合意の実施との関係でこそ重要となろう。いずれ

か一方の当事者が和平合意を尊重しない場合にそれを遵守させようとPKOが行う具体的活動は、他方当事者に対して同種の活動を行わなくとも当該PKOの「公平性」を損なうことにはならない。そしてその実施過程で憲章第7章の行動が用いられたとしてもそのことには変わりがないであろう。公平原則と憲章第7章の関係はここで詳述することはできないが、実行上は少なくとも両者が相矛盾するものとしてはとらえられていないことに留意しておく必要がある¹²⁶。

以上の検討からすると、ONUCI設置決議において憲章第7章に基づく行動が許可されたのは、残る自衛原則との関係が理由であるように思われる。実際、これまで何度も繰り返しているように、安保理決議1528で憲章第7章が援用されているのはONUCI平和維持軍に対して一定の場合に武力行使を許可するためであったことが確認されている。だとすれば、この目的での憲章第7章の援用は自衛原則に反し、ひいてはONUCIのPKOとしての性格までも奪い取ってしまうものなのであろうか。

すでに確認したように、ONUCIの軍事部門はECOMICIをそのまま引き継ぐものであった。それは部隊要員のみならず、任務、そして憲章第7章に基づく行動という手段も継承していたのである。つまり、ONUCIがその設置決議で憲章第7章に基づく行動を許可されたのは、ECOMICIから同様の任務を引き継ぎその実施を実効的にするためであったということができるよう。ECOMICIについて

はリナ＝マルクーシ和平協定の中で言及されていたように、紛争当事者もその現地展開については同意しており、さらには和平会議全体としてはECOMICIに安保理が武力行使を許可することが望まれていたことを想起すれば、自衛を超える範囲でECOMICIが武力を行使することに対して紛争当事者が同意を与えていたと推定することもできる。そしてこれもまた上述したように、ECOMICIの実行においても国連とECOWASとの間ではその性格付けについて認識の差があったのは確かである。国連はECOMICIをあくまでも peacekeeping とみなす一方、ECOWASは peace enforcement としての活動を念頭においていたからである。この議論ははっきりとした結論を得ることなく、結果として、こうしたECOMICIの性格をめぐる不明確さは憲章第7章を援用した安保理決議1528を通じて ONUCIに流入することになった。従って国連がONUCIを「強化された」PKOとみなしえたのは、同種の活動であるその前身の ECOMICIがpeacekeepingの活動の一環であると主張してきたが故であったのである。

しかしさらに重要なのは、PKOの基本的な原則である同意原則が武力行使の許可という一般的なレベルでも適用されつつ、その自衛を超える武力行使の可能性が特定の目的に限定されるという実行が、ONUCIを含め最近の事例で積み重ねられているという事実であろう。これらは自衛の範囲を超える武力行使を認めているという点で伝統的なPKOが有する自衛原則と相反するのは明白といわな

ければならない。しかしこうじた活動もなお「強化された」PKOとして主張されるのは、武力行使の程度こそ自衛原則を逸脱して強化されたが、それも部隊の展開と同じく紛争当事者の同意を得ており、しかも現場での任務の遂行も公平なかたちで行われているという具体的な活動形態に由来するからである。また強力なROEを保持した上で依然としてPKOの範疇にこれらの活動を含めておくことは、国連からの財政的支出を予定できることや部隊要員の安全確保といった加盟国による部隊派遣についての政治的心理的抵抗感を軽減することなど実践的な面でも影響が大きい¹²⁷。こうしたことからすると、憲章第7章に基づく行動を通じて武力行使の範囲を拡大させたPKOをあえてpeace enforcementというカテゴリーに入れずに、「強化された」PKOとしてまとめることには理由がないわけではないのである。

もっとも、安保理決議1528のようななかたちで国連PKOに武力行使を許可することが望ましいかどうかは別途の検討を要する。同決議は本文第8項で任務遂行のために必要なあらゆる手段を使用することをONUCIに許可したが、その限定は「その能力と展開地域の範囲内において」という条件のみであり、UNAMSILやMONUCといったこれまでの事例が、憲章第7章の行動範囲を、国連要員の安全や移動の自由とか、その能力の範囲内で物理的暴力の差し迫った脅威の下にある文民の保護に限定していたことと比較すれば、非常に広範なかたちで武力行使を認めているよ

うにもみえるからである¹²⁸。実際には、先に述べたように、任務内容に照らせば武力行使が想定される局面は限定され、その際の具体的な任務も上記PKOの場合とほとんど変わりがないということはできよう。さらにまたMINUCIの任務を承継・拡大したとはいえ、ONUCIにはUNTAETのような領域の暫定統治を行うような権限までは認められていないことも付け加えておく必要がある¹²⁹。ただし武力行使の限定という観点からすると、国連PKOであれ多国籍軍型軍事活動であれ、任務内容の明確化を前提として、憲章第7章に基づく行動の範囲を明確化させておくことが望ましいことはいうまでもない。ONUCIのような「多角的な」PKOが一般的な武力行使の許可を付与されているかのような決議の文言は、できるだけ任務内容との連関を明確にすることでできる限り回避されるべきであろう¹³⁰。

このように、ONUCI設置決議における憲章第7章の言及はONUCI軍事部門に特定の任務遂行のために武力行使を許可することを目的としたもので、それ自体は国連PKOの基本活動原則である同意原則や中立・公平原則—少なくとも任務実施における「公平性」を侵害するものではない。唯一自衛原則との関係が問題となるが、任務実施の実効性を担保するための武力行使の範囲拡大ととらえるのであれば、その範囲に限定される限り「強化された」PKOとしてカテゴライズすることは全く困難というわけではないであろう¹³¹。もちろん、この「強化された」PKOが有す

るあいまいな性格ゆえにpeace enforcementとの異同がなお微妙な問題として浮上してこようが¹³²、これまでの国連の実行では「強化された」PKOと性格づけられうる活動が定着しつつあり、ONUCIもその方向性を確認する実行を提供しているものと思われる¹³³。

おわりに

ONUCIは、2004年9月30日現在、166名の軍事オブザーバー、6221名の軍事要員、212名の文民警察官のほか、220名のスタッフと156名の現地職員を擁して現地に展開している¹³⁴。コートジボワールの情勢が2005年10月に予定されている大統領選挙までどのように推移するか推測の域を出るものではないが、アクラⅢ合意が予定通りには実施されず¹³⁵、各地でデモ・襲撃、さらには停戦違反が頻発するなど騒然とした状況が続き¹³⁶、またONUCI軍事要員に対しても攻撃が行われることなどを考慮すると¹³⁷、和平の到達までの道のりはなお険しいものと評価せざるを得ないであろう。従って状況次第では今後ONUCIの任務や展開形態に変化が生じるものと思われるが、さしあたり現時点でのONUCIの特徴をあらためてまとめることで本稿の結論に代えることにしたい。

まず最近の国連PKOとも共通する特徴として以下の点が挙げられよう。第一に、任務内容と実施手段の側面で、憲章第7章に基づく行動として武力行使が許可されていることがある。これは最近の「強化された」PKOに特有ともいえるが、一定の目的に限定して

自衛を超える武力行使が許可される特徴がONUCIにおいても確認できる。確かに、憲章第7章の行動を許可した該当規定においてそうした特定性を見出すことはONUCI設置決議の場合には困難であるが、具体的な任務内容を考慮すると、DDR実施や国連要員等の保護、そして文民の保護という目的に限定した武力行使が許可されているのみで、これは実際には他のUNAMSILやUNMILなどの事例と同一の傾向を有するのである¹³⁸。

第二に、その実施形態において、地域的機関による軍隊との時系列的展開が認められるという点がある。コートジボワールでは他の紛争にも軍隊を派遣しているECOWAS及びその加盟国の財政問題を解決するために ECOMICIからONUCIへの移行が計られることになり、その過程で任務と実施手段—憲章第7章に基づく行動が認められることになった。多国籍軍や地域的機関の軍が先行して展開し、治安維持を含めた展開地域内の安定化を進めた後、これを国連PKOが引き継いだ過去の事例のほとんどにおいて、こうした憲章第7章に基づく行動そのものの移行が認められており、ONUCIの場合もこれに倣ったということができるであろう。しかもこのことは、両軍事機関間の任務と権限の移譲という観点からみた国連PKOにおける憲章第7章の行動の淵源と同時に、多国籍軍ないしは地域的機関による軍事活動と国連PKOの活動内容との近似性をも示しているのである。

他方で、最近の、特に憲章第7章が援用されている国連PKOとは異なる特徴も見られ

ることに注意しなければならない。それは第一に、和平合意で国連PKOの役割が明確にされておらず、その後の事態が推移する中で国連PKOの派遣が決定されたということがあげられる。もっともリナ＝マルクーシ和平協定の本体規定で国連に軍隊派遣のアレンジを求めるところがあることからも紛争当事者は国連のそうした関与を望み、国連もまたPKOの展開を当初から目指していたようであるが、主として米国の反対により政治的ミッションの派遣にとどまつたこと、しかし状況が許せば国連PKOへの「昇格」の可能性も国連においては議論されていたことはすでに確認したとおりである。だが、他のPKOと異なり、和平協定において国連PKOの役割があらかじめ定められていなかったということは、国連PKOの基本的性格に由来する同意原則を損なうものとなりかねない。ソマリアやボスニアにおけるPKOが紛争当事者による同意を得ないまま任務の拡大を行うことで最終的にその遂行に失敗したことはなお記憶に新しい。その意味でも、包括的な和平合意において国連PKOが当該和平プロセスにおいていかなる役割を演じるのかが明確化されていることが望ましいことはいうまでもないであろう。ONUCIの場合、当初から紛争当事者が国連によるPKOの派遣に期待を寄せていたことは、後に状況が変化してそれを送り出すことになった国連にとっても幸いなことだったのである。

そして第二に異なる点としては、ONUCIと同時期に外国軍であるフランス軍も展開し

ているという事実である。ECOMICIIからの時系列的展開だけでなく、フランス軍との並列的展開をも維持したことは、ONUCIとフランス軍との間で任務の住み分けと同時に武力行使の適用範囲についても整理がなされる必要があったことを意味する。和平協定の実施の実効性確保という点でこの並列的展開が果たした役割は大きいが、両者の一体化により公平的性格がどれだけ確保されるかは紛争当事者の主観的認識に依存せざるをないこともコートジボワールの事例は如実に物語っているといえよう。従って、歴史的文化的にも強いつながりを有するフランスに対するコートジボワールの人々の複雑な感情は、フランス軍への対応を通じてONUCIの現地での活動にとっても不安定要因を提供することもありうることがなお予想される¹³⁹。

コートジボワールの和平プロセスにおける「強化された」PKOとしてのONUCIの役割は、その実効性の点で依然未知数の部分を含んでいる。この活動の最終的な評価は、2005年10月に予定されている大統領選挙直後の情勢だけでなく、その後長年にわたると思われるコートジボワールの国民和解プロセスにまで待たなければならぬであろう。しかしそれでも、このONUCIの検討は「強化された」PKOの性質の解明に向けて、上述したように、少なからぬ知見を提供しているように思われる。

注

- 1 1990年代の国連PKOの基本原則の概要については、拙稿「国連平和維持活動の今日的展開と原則の動搖」『国際法外交雑誌』第94巻5・6合併号（1996年）93-116頁参照。
- 2 これまでの検討としては以下のようなものがある。拙稿「国連憲章第七章に基づく暫定統治機構の展開—UNTAES・UNMIK・UNTAET—」『神戸法学雑誌』第50巻2号（2000年）81-148頁、「シエラレオネ内戦における「平和維持活動」の展開（1）（2・完）—ECOMOGからUNAMSILへ—」『国際協力論集』（神戸大学）第9巻2号（2001年）97-126頁、同3号（2002年）95-129頁、「コンゴにおける国連平和維持活動（1）（2・完）—国連コンゴ民主共和国ミッション（MONUC）の実践とその法的意義—」『国際協力論集』（神戸大学）第11巻2号（2003年）27-51頁、同3号（2004年）73-99頁、「第二次リベリア内戦における国連平和維持活動の展開—ECOMILからUNMILへ—」『神戸法学雑誌』第53巻4号（2004年）363-418頁。なお国連PKOを軍事的にも強力にすべきということは、2000年に公表された国連PKOに関するパネル報告書（ラヒミレポート）でも提言されているが（U.N.Doc.A/55/305-S/2000/809, para.50）、そこではあくまでも非第7章のPKOが考えられていたのであり、その構想の一部は初めて国連エチオピア・エリトリアミッション（UNMEE）で実現したという。UNMEEについては、拙稿「国連平和維持活動における部隊提供国の役割—国連エチオピア・エリトリアミッション（UNMEE）へのオランダ参加問題を手がかりに—」『外務省調査月報』2002年度No.3、35-77頁参照。
- 3 以上のコートジボワールに関する歴史的政治的経済的背景については、see, R.C.Crook & J.Manor, *Democracy and Decentralisation in South Asia and West Africa. Participation, Accountability and Performance*, (Cambridge U.P., 1998), pp.136-140。ナイジェリア国内のエスニック・宗教対立と最近の民主化の動向については、see, U.Ukiwo, "Politics, Ethno-Religious Conflicts and Democratic Consolidation in Nigeria", *J. of Modern African Studies*, vol.41 (2003), pp.115-138。
- 4 90年代におけるコートジボワールの経済情勢と国内政治へのその影響については、voir, D.Cognéau et S.Mesplé-Somps, "Les illusions perdues de l'économie ivoirienne et la crise politique", *Afrique contemporaine*, no.206 (Eté 2003), pp.87-104。
- 5 *Africa Research Bulletin: Political, Social and Cultural Series*(hereinafter A.R.B.), pp.13783-13786, 14135-14138.
- 6 C.Braeckman, "La grande fatigue des Ivoiriens", *Le Monde diplomatique* (septembre 2004), p.18.

- 7 コートジボワールを含む西アフリカにおける民族問題の歴史的背景とその現代的影響について、voir, L.Bossard, "Peuplement et migration en Afrique de l'Ouest: une crise régionale en Côte d'Ivoire", *Afrique contemporaine*, no.206 (Eté 2003), pp.151-165.
- 8 Braeckman, *op.cit.*, p.18. 1998年には土地法が改正され、土地所有からブルキナファソ出身者を排除することが可能となっていた。Ph.Leymarie, "La Côte-d'Ivoire à la dérive", *Le Monde diplomatique* (octobre 2002), available at <<http://monde-diplomatique.fr/dossier/cotedivoire/>> なおコートジボワールにおける土地所有制度及び民族問題について、see, D.Woods, "The Tragedy of the Cocoa Pod: Rent-seeking Land and Ethnic Conflict in Ivory Coast", *J. of Modern African Studies*, vol.41(2003), pp.641-655.
- 9 コートジボワール2000年憲法第35条は大統領の資格を定めた規定であるが、そのなかに、「大統領は、ともにイボワール人である父親と母親から生まれたイボワール人でなければならぬ（Il doit être ivoirien d'origine, né de père et de mère eux-mêmes ivoiriens d'origine.）」や「大統領は他の国籍を利用したことがあってはならない（Il ne doit s'être jamais prévalu d'une autre nationalité.）」という条件がある。コートジボワール2000年憲法全文については、available at <<http://www.ifrance.com/Publiciste/ConstitutionCotedIvoire.htm>>
- 10 2000年大統領選挙におけるワタラ排除の経過については、voir, M.Le Pape, "Les politiques d'affrontement en Côte d'Ivoire 1999-2003", *Afrique contemporaine* no.206 (Eté 2003), pp.33-36.
- 11 *Africa Confidential*, vol.43 no.19 (27 Septembre 2002), p.1.
- 12 ただしこの内戦をコートジボワール国内の南北対立として単純化することには注意を要する。T.J.Bassett, "Nord musulman et Sud chrétien": les moules médiatiques de la crise ivoirienne", *Afrique contemporaine*, no.206 (Eté 2003), pp.13-27.
- 13 コートジボワールとフランスの間では、1961年、78年、80年の3回にわたって防衛協定が締結されている。これらも含めたフランスとアフリカ諸国との間の軍事協定の意義について、voir, J.Basso et J.Nechifor, "Les accords militaires entre la France et l'Afrique subsaharienne", dans L.Balmond (dir.), *Les interventions militaires françaises en Afrique*, (Editions A.Pedone, 1998), pp.41-67.
- 14 A.R.B., p.14993; "Chronique des faits internationaux", *R.G.D.I.P.*, tome 107 (2003), p.443.
- 15 こうしたフランスの対応にコートジボワール政府は防衛協定の見直しも視野に入れて不満を

- 表明したという。*Africa Confidential*, vol.43, no.20(11 October 2002), p.3.
- 16 U.N.Doc.S/2003/374, paras.11-13; U.N.Doc.S/2003/1266, Annex; A.R.B. pp.15047-15048. このためコートジボワールに駐留して和平プロセスに関与するフランス軍のことを「リコルヌ軍」と称することもある。この作戦は当初2500名(その後4000名にまで増員)の軍事要員を擁し、アフリカにおけるフランス軍の作戦としては1980年代のチャド以来最大規模のものとなった。“Chronique des faits internationaux”, R.G.D.I.P., tome 107(2003), p.443. なおその作戦遂行過程において、12月17日には反政府勢力である大西部イボワール愛国運動(MPIGO)より攻撃を受けたが、フランス軍は「自衛」によりこれに対処したという。A.R.B., p.15123.
- 17 U.N.Doc.S/2003/374, para.15. このサミットでバグボはECOWAS軍の即時展開を要請するとともに反政府勢との協定への署名の用意があることを表明した。これに対してECOWASはバグボ大統領の正統性を確認している。A.R.B., p.15122-15123. なおECOWASは10月26日にセネガル主導で停戦監視のため2000名規模の軍隊派遣を決定し(A.R.B., p.15048)、11月18日にはECOWAS事務局長が米国使節団との会見の席で、ベナン、ガーナ、ニジェール、セネガル、トーゴの5ヶ国1264名からなるECOWAS軍を設置してフランス軍を引き継ぐ予定であることを明らかにしていた。ECOWAS Press Release No.88(18 November 2002).
- 18 A.R.B., pp.15156-15157.
- 19 なお第5項では、フランス政府、ECOWAS並びに国際社会に対してラウンドテーブル参加者と国民和解政府の閣僚の安全を確保するよう求め、第6項はECOWAS、AU、国連及びフランスに対する謝辞が述べられている。
- 20 以上のリナ＝マルクーシ和平協定の全文は、see, U.N.Doc.S/2003/99, Annex I.
- 21 J. du Bois de Gaudusson, “L'accord de Marcoussis, entre droit et politique”, *Afrique contemporaine*, no.206(Eté 2003), pp.44-46.
- 22 コンゴ紛争で展開した国連コンゴ民主共和国ミッション(MONUC)の場合、1999年7月10日に締結されたルサカ停戦協定により(U.N.Doc.S/1999/815, Annex.)国連PKOの展開が予定され任務内容が合意された。また第二次リベリア内戦における国連リベリアミッション(UNMIL)の場合には2003年8月18日に締結されたアクラ包括和平協定で国際安定化軍の導入が予定され(U.N.Doc.S/2003/850, Annex.)、これがUNMILのマンデートの基礎となった。なおシエラレオネにおいては、1999年7月7日のロメ停戦協定でECOMOGと国連シエラレオネ監視団(UNOMSIL)を統合した中立的平和維持軍の導入が合意されて(U.N.Doc.S/1999/777, Annex.)、これが後の国連シエラレオネミッション(UNAMSIL)となっている。
- 23 ただしこの和平プロセスに国連PKOの関与が考えられていなかったわけではない。実際、ECOWASの指導者はフランス軍とECOWAS軍を国連の枠内の下に置く提案を望んだが、この提案は米国により拒否されたという。*Africa Confidential*, vol.44 no.1(10 January 2003), p.3. 後に見るように米国が国連PKOへの財政支出に消極であったこともあるが、この問題が同じ時期に生じていたイラク戦争での取引材料に用いられた公算も多い。*Africa Confidential*, vol.44 no.3(7 February 2003), p.8.
- 24 Conclusions of the Conference of Heads of State on Côte d'Ivoire (Paris, 25 and 26 January 2003), para.14. U.N.Doc.S/2003/99, Annex II.
- 25 U.N.Doc.S/RES/1270(1999), op.para.14 (UNAMSIL); U.N.Doc.S/RES/1291(2000), op.para.8(MONUC); U.N.Doc.S/RES/1509(2003), op.para.3(j)(UNMIL).
- 26 U.N.Doc.S/RES/1464(2003), op.para.9.
- 27 U.N.Doc.S/2003/374, para.72; U.N.Doc.S/RES/1479(2003), op.para.2.
- 28 特に会議を主導したフランスに対する大統領支持派の不満は強く、アビジャンではフランス大使館のほかフランス文化センターやフランス系企業も攻撃の対象となった。A.R.B., pp.15156-15157, 15179-15180. 彼らにとってリナ＝マルクーシ和平協定はフランスによるコートジボワールの再植民地化に他ならなかったのである。B.Doza, “Naissance d'un nationalisme ivoirien”, *Le Monde diplomatique*(mai 2003), available at <<http://www.monde-diplomatique.fr/imprimer/10093/3753de72c1>>
- 29 反政府勢力が新政府で国防相と内相のポストを占めることには大統領支持派のほかFANCIも反対していたことから、大統領、首相、リナ＝マルクーシ和平協定に署名した政治勢力の代表に加え、FANCIの代表、国家憲兵隊の代表および国家警察の代表が参加する国家安全保障評議会の設置が妥協として取り入れられたのである。その他アクラII合意では、大統領が5月13日までに首相に政権樹立の権限を付与する大統領令に署名することも盛り込まれていた。このアクラII合意の成立は、主として反政府勢力には歓迎されたものの、大統領支持派には受け容れがたい内容であった。Voir, F.Lejeal, “Laborieux l'accord d'Accra scelle une paix fragile en Côte d'Ivoire”, *Marchés tropicaux et méditerranéens*, no.2992(14 mars 2003), p.554; *Africa Confidential*, vol.44 no.7(4 April 2003), p.5.
- 30 A.R.B., p.15226-15227.
- 31 3月13日にバグボは閣僚名簿を発表したが、その中には反政府勢力側のメンバーが含まれておらず、4月17日になってようやく反政府勢力側は9つの閣僚ポストを獲得した。しかし懸案の国防相と内相についてはこの時点では未定だったのである。A.R.B., p.15226, 15263-15264.
- 32 Comité de Suivi de l'Accord de Linas-

- Marcoussis, Communiqué (le 10 avril 2003).
- 33 正式に和平協定の履行監視権限を受けたのは3月29日であるが、それまでにコートジボワール国内に展開していたECOMICIは3月11日に、コートジボワール警察及びフランス軍とともにヤムスクロで開催される閣議に参加するメンバー等の安全確保活動に参加するよう要請されていた。ECOMICI Status Report, 15 April 2003, U.N.Doc.S/2003/472, Annex I.
- 34 ECOWAS Press Releases No.88 (18 Nov.2002).
- 35 U.N.Doc.S/RES/1464(2003), op.para.9.
- 36 ECOWAS事務局長によると、このコートジボワールの事例は憲章第8章に基づくサブリーショナルな軍隊の展開の成功例の1つということになる。U.N.Doc.S/PV.4746(29 April 2003), p.7.
- 37 ここには憲章第8章としての軍であることを強調して、自らのイニシアティブと自己の自律性の強化を図りたい地域的機関の思惑と、特に武力行使に関するこうした地域的機関の動きに対してコントロールの維持が要請される安保理の立場が交錯している。この問題についてはさしあたり、see, E. de Wet, *The Chapter VII Powers of the United Nations Security Council*, (Hart Publishing, 2004), pp.290-308.
- 38 ECOWAS Press Release No.12(5 March 2003).
- 39 ECOWAS Mission in Côte d'Ivoire. Force Commander's Operational Review, March 2003. U.N.Doc.S/2003/472, Annex II, paras.5-6. ただしこのマンデートに十分な財政的裏付けがないことはECOWAS関係者も認めていた。A.R.B., p.15274. それゆえ国連事務総長は4月29日の安保理公式会合でECOWASへの財政的支援を国際社会に呼びかけたのである。U.N.Doc.S/PV.4746(29 April 2003), p.3.
- 40 各事例について、see, U.N.Doc.S/1999/777, Annex; U.N.Doc.S/1999/815, Annex; U.N.Doc.S/2003/850, Annex.
- 41 なおECOMICIとフランス軍は5月3日にコートジボワール内陸部にまで展開し、北部と南部の間およそ260キロにわたる「信頼区域(une zone de confiance)」を創設した。これにより両軍は、北部の反政府勢力と南部の国軍とを分断するとともに、同区域内の住民に安全を提供することになったのである。V.Gomez "Côte d'Ivoire: deployment des forces françaises à l'ouest", *Marchés tropicaux et méditerranéens*, no.3004(6 juin 2003), p.1233. この信頼区域は5月末にはコートジボワール西部に拡大してリベリアとの国境付近まで到達し、およそ2400平方キロにわたるものとなった。これは4月30日にリベリアとコートジボワールとの間で和平合意が成立したことによるものであり、信頼区域の設置を含めたこうした動きは反政府勢力からも歓迎されていたという。A.R.B., pp.15308-15309, 15381; "Chronique des faits internationaux", R.G.D.I.P., tome 107(2003), p.722.
- 42 ECOWAS Mission in Côte d'Ivoire. Force Commander's Operational Review, March 2003. U.N.Doc.S/2003/472, Annex II, para.1.
- 43 U.N.Doc.S/2003/801, para.60.
- 44 ちなみにフランスは安保理公式会合でECOWAS軍とフランス軍について言及する機会があつた際に、これらの軍を「平和維持軍(forces de maintien de la paix)」と称していた。U.N.Doc.S/PV.4793(25 July 2003), p.7. ロシアも同じ会合の席で同様に、ECOWASとフランスの「平和維持の努力」を賞賛している。Ibid. p.15.
- 45 UN Press Release SG/SM/8450-AFR/501.
- 46 たとえば10月31日に公表された安保理議長プレス声明を参照。U.N. Press Release AFR/506-SC/7558.
- 47 なおすでに述べたように、この当時ECOWASの軍はまだECOMICIという名称ではなく、安保理もECOMOGと呼んでいた。
- 48 以上の安保理議長声明の内容については、see, U.N.Doc.S/PRST/2002/42.
- 49 2003年1月28日付安保理議長プレス声明参照。UN Press Release SC/7646-AFR/551.
- 50 たとえば、安保理の意向を受けて、内戦の原因の1つとされる現地の人権状況を2002年12月23日から29日にかけて調査した国連人権高等弁務官を中心とした事実調査団は、2003年1月にその結果報告と勧告を含めた報告書を安保理に提出したが、コートジボワール政府はこれに反論する詳細なコメントを公表している。U.N.Doc.S/2003/90, Annex; U.N.Doc.A/57/739-S/2003/338, Annex.
- 51 U.N.Doc.S/RES/1464(2003)op.paras.9-10.
- 52 多国籍軍に対する安保理のコントロールを概観したものとして、see, N.D.White & Ö.Ulgen, "The Security Council and the Decentralised Military Option: Constitutionality and Function", *N.I.L.R.*, vol.XLIV(1997), pp.378-413.
- 53 U.N.Doc.S/2003/374. この報告書は、2003年2月24日から3月7日までコートジボワールで現地調査を行った使節団の評価に基づいている。
- 54 U.N.Doc.S/2003/374, para.72.
- 55 A.R.B., p.15273.
- 56 U.N.Doc.S/RES/1479, op.paras.2-4.
- 57 この点については、拙稿「国連憲章第三九条の機能と安全保障理事会の役割—「平和に対する脅威」概念の拡大とその影響—」山手治之・香西茂編集代表『21世紀国際社会における人権と平和：国際法の新しい発展をめざして 下巻 現代国際法における人権と平和の保障』(東信堂、2003年) 249-250頁参照。
- 58 2003年10月13日付国連事務総長宛安保理議長書簡で、当時議長国であった米国のネグロポンテ国連大使は、MINUCIが平和維持活動ではないことは設置決議の交渉過程からも明らかであり、それゆえ予算その他の目的について同活動を特別な政治的ミッションとしてPKO局が管轄

- すべきという安保理の見解を明らかにしている。U.N.Doc.A/58/535, Annex II. なお2003年10月24日付の行政予算問題諮問委員会報告書においても同委員会がその旨確認している。U.N.Doc.A/58/538, para.2.
- 59 しかし他方で米国は、ECOMICI強化のために既に供与済みの450万ドルに加え、さらに400万ドルの追加支援も行う用意があったという。A.R.B., p.15319. このことは、財政的問題のほか、イラク戦争をめぐるフランスとの不和や米国自身のアフリカ問題への介入の消極的姿勢から、ECOWAS自らが問題を処理することを米国が期待していたことを表すものとも考えられよう。
- 60 U.N.Doc.S/2003/374, paras.76-78.
- 61 U.N.Doc.A/58/535, Annex II. 実際にも2003年10月末の段階で安保理は、11月に任期が切れるMINUCIをPKOとして再編する可能性について再検討することを国連事務総長に通知していた。Daily Press Briefing by the Office of the Spokesman for the Secretary-General and the Spokeswoman for the General Assembly President (30 October 2003).
- 62 この宣言の中で両当事者は、「国際社会が、MINUCI、ECOMICIおよびリコルヌの公平な(impartial)な軍隊を派遣することによりコートジボワールで示した関心を考慮し」として現地に展開中の軍隊の「公平性」に注目している。U.N.Doc.S/2003/704, Annex.
- 63 U.N.Doc.S/2003/810, Annex.
- 64 U.N.Doc.S/2003/801, para.21.
- 65 興味深いことにこの決議では、憲章第39条の「平和に対する脅威」の認定も、憲章第7章に基づく行動への言及もなく、武力行使の許可に関しては、前文第1項での安保理決議1464の再確認と本文第1項でのECOWAS軍参加国とフランス軍への「許可 (the authorization)」の更新決定という間接的なかたちでしか触れられていない。従って決議文言上から明確に憲章第7章に基づく武力行使の許可が行われていないことは、これら軍の性格が「平和維持軍」として議論されていることとも密接に関係しているとも考えられる。U.N.Doc.S/RES/1498(2003), pre para.1, op para.1. なおフランス軍はその後、9月末から10月にかけて反政府勢力の要請により北部の同勢力支配地域に展開を拡大している。U.N.Doc.S/2003/1069, para.32.
- 66 U.N.Doc.S/2003/801, para.16; A.R.B., p.15380. Voir aussi, Le Comité de Suivi de l'Accord de Linas-Marcoussis, Communiqué (le 28 juin 2003).
- 67 "Chronique des faits internationaux", R.G.D.I.P., tome 107(2003), p.952; A.R.B., p.15416.
- 68 バグボ大統領は安保理西アフリカ使節団の勧告も受けて (U.N.Doc.S/2003/688, para.37.)、ようやく9月13日に国防相と内相を任命したが、反政府勢力側は同23日にバグボの和平協定に対

する非協力的な態度を理由として政権からの離脱を表明したのである。A.R.B., p.15445-15446. See also, UN Press Release SG/SM/8914-AFR/715.

- 69 U.N.Doc.S/2003/1069, para.14; MINUCI Communiqué de Presse, no 19 (le 27 novembre 2003).

- 70 A.R.B., p.15494.

- 71 このECOMICIとフランス軍の行動は安保理により賞賛されていることから、その任務の範囲内であったことと武力行使が合法であったことが推定される。U.N.Doc.S/PRST/2003/25; U.N.Doc.S/2004/3, para.12.

- 72 従って国連は9月12日付コミュニケで、コートジボワールにおける治安状況の程度が低下していると発表しており(MINUCI Communiqué de Presse, no 7 (le 12 septembre 2003)), 和平協定監視委員会も9月24日のコミュニケで和平の進展が見られないことに懸念を表明している。Comité de Suivi de l'Accord de Linas-Marcoussis, Communiqué (le 24 septembre 2003).

- 73 このミニサミットへの参加国は、ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール、ガーナ、ニジェール、ナイジェリアおよびトーゴであった。U.N.Doc.S/2003/1082, Annex.

- 74 U.N.Doc.S/PV.4873(24 November 2003), pp.4-6.

- 75 ECOWAS Press Releases, No.99 (21 September 2003). この問題はECOMICIが安保理により正式に権限を付与されて現地に展開した直後の2003年4月にはすでに顕在化しており、国連事務総長並びにECOWAS議長国ガーナも懸念を表明していた。U.N.Doc.S/PV.4746, pp.3-4.

- 76 U.N.Doc.S/2003/801, para.59.

- 77 2003年6月26日から7月5日にかけて安保理の西アフリカ使節団が現地を訪問したが、その際の使節団長である英國代表の言による。U.N.Doc.S/PV.4785(9 July 2003), p.4. なおECOWAS自身も、国際社会からリソースの追加的支援がなければ10月末までに現在の資金がなくなることを認めていた。U.N.Doc.S/2003/688, para.28.

- 78 アクラ包括和平協定第4条2項でECOWAS軍が後に展開される国際安定化軍の一部となることが予定されており、これが実際にはUNMILとなったのである。拙稿「第二次リベリア内戦における国連平和維持活動の展開」373-374頁参照。

- 79 U.N.Doc.S/PV.4873, p.4.

- 80 この書簡の内容については、see. U.N.Doc.S/2003/1081, Annex.

- 81 なおこの国連PKOの早期展開を希望するコートジボワール政府の要請に対しては、アフリカ連合(AU)も支持する旨を2004年1月30日の紛争予防管理解決メカニズム中央機関通常会期大

- 使級会合最終コミュニケで公表している。
U.N.Doc.S/2004/88, Annex.
- 82 *Africa Confidential*, vol.43 no.22(8 November 2002), pp.1-2.
- 83 大統領支持派はフランス軍の撤退を強硬に主張していたが (*Africa Confidential*, vol.44 no.25 (19 December 2003), p.8.)、フランス政府は2003年12月、バガボ大統領との会談後、約4000名に上るフランス軍を反政府側との合意がある北部地域まで展開を拡大させるとともに (A.R.B., p.15570.)、2005年10月に予定されている大統領選挙後まで駐留させることを決定した。 *Africa Confidential*, vol.45 no.1 (9 January 2004), p.3.
- 84 U.N.Doc.S/2004/3, para.20.
- 85 A.R.B., p.15571; UN Press Release SG/SM/9106-AFR/806.
- 86 U.N.Doc.S/2004/3, para.51; U.N.Doc.S/PV.4918(27 February 2004), p.3.
- 87 このMINUCI任期延長決議では憲章第7章は援用されてはいないものの、いわゆる「平和に対する脅威」の認定は前文で行われている。
U.N.Doc.S/RES/1514(2003), pre para.11.
- 88 U.N.Doc.S/2003/1069, para.51. ただし MINUCIの強化については、11月から12月初めにかけてはまだ、特に政務官と人権部門の係官の補充を念頭に置いた行政上及び財政上の調整に限定されていた。 U.N.Doc.S/2003/1147, para.23.
- 89 U.N.Doc.S/2004/3.
- 90 この決議1527では前文で「平和に対する脅威」認定が行われるとともに憲章第7章に基づく行動であることが明記されており、MINUCIとECOMICIの任期延長決定のほか、コートジボワールにおける国連プレゼンスの強化に関する安保理決定までの間に、当該決定後5週間以内でのPKOの派遣を準備するよう国連事務総長に要請している。 U.N.Doc.S/RES/1527(2004), pre.paras.9-10, op.paras.1-2,6.
- 91 ただし米国は、2004年1月半ばまで国連PKOの設置には依然として反対していたという。 A.R.B., p.15604. 実際、2004年1月23日の安保理公式会合の席でも米国は、国連PKOの派遣に関する国連事務総長の勧告とフランス提案を積極的に討議していると述べるにとどまり、内戦当事者が和平協定の履行のために必要な措置をとるべきことを繰り返しているに過ぎない。 U.N.Doc.S/PV.4899(23 January 2004), p.19. これはこの討議に参加した多くの国がMINUCIの強化や国連PKOの設置に明示的に賛意を表明していたのとは対照的であった。 *Ibid.*, p.5(U.K.), p.6(France), pp.9-10(Algeria), p.11(Philippines), p.14(Brazil), p.15(Spain), p.16(Russian Federation), p.17(Angola), p.21(Chile), p.25(Mexico), pp.29-30(Ghana), p.32(Côte d'Ivoire), p.33(Nigeria).
- 92 U.N.Doc.S/RES/1528(2004), pre.paras.17-18, op para.1. 従ってONUCIが4月4日に活動を開始するまでの間、MINUCIの任期が延長されたが、その経費はこれまでのMINUCIの任期更新の場合と同様に国連の通常予算から支出された。 U.N.Doc.S/2004/100; U.N.Doc.S/RES/1528(2004), pre para.16.
- 93 U.N.Doc.S/2004/3, paras.3-47, 60-62. なお事務総長報告ではECOMICI軍事部門だけでなく、150名が展開しているECOMICIの憲兵隊(Gendarmerie)も国連PKOに編入されることが予定されていたが (*ibid.*, para.74)、この報告提出後に現地に派遣されたPKO局のテクニカルチームが、この編入は複雑で繊細な任務であることからなお検討の余地があるとして、憲兵隊をしばらくそのまま残して兵站面と財政面での支援を与えるべきとの意見をまとめている。 U.N.Doc.S/2004/3/Add.1, para.10.
- 94 U.N.Doc.S/RES/1528(2004), op para.1.
- 95 U.N.Doc.S/2004/3, para.87.
- 96 U.N.Doc.S/RES/1528(2004), op para.1.
- 97 決議では、事務総長の勧告に従い、ONUCIが民事、司法、矯正面のほか、200名の軍事オブザーバーと120名の本部要員を含む最大6240名の軍事要員を有することが決定されている。 U.N.Doc.S/RES/1528(2004), op para.2.
- 98 U.N.Doc.S/2004/3/Add.2, para.4.
- 99 U.N.Doc.S/2003/3, paras.64-67; U.N.Doc.S/RES/1528(2004), op.paras.2,16. ただしONUCIとフランス軍の関係においては、リベリアやグルジアで見られたような国連PKOによる他の外国軍の活動の監視とコントロールということはONUCIのマンデートの範囲外であった。並列的展開における国連PKOの外国軍、特に地域的機関の軍隊に対するコントロールについては、see, Ch.Walter, "Security Council Control over Regional Action", *Max Planck Yearbook of United Nations Law*, vol.1(1997), pp.188-190.
- 100 U.N.Doc.S/RES/1528(2004), op para.6.
- 101 U.N.Doc.S/2004/3, para.62.
- 102 U.N.Doc.S/RES/1528(2004), op para.16.
- 103 UN Press Release SG/SM/9242-AFR/885. ONUCIに編入されたのはベナン、ガーナ、ニジェール、セネガル、それにトーゴの部隊で、2004年5月5日には145名の追加部隊を加え、同月25日には3004名を擁するに至った。 U.N.Doc.S/2004/443, paras.25-26. ただしコートジボワールと国連の間でONUCIの地位に関する協定が締結されるには2004年6月29日まで待たなければならなかった。 *ONUCI Communiqué de Presse*, no.55 (le 5 juillet 2004).
- 104 U.N.Doc.S/2004/241, Annex; MINUCI Communiqué de Presse, no.36 (le 22 mars 2004); UN Press Release SG/SM/9219-AFR/867.
- 105 この事件に関する国際調査委員会は、リナ＝マルクーシ和平協定監視委員会の要請で国連事務総長が設置を指示し、国際人権高等弁務官

により設置された。Comité de Suivi de l'Accord de Linas-Marcoussis, Communiqué (le 27 mars 2004); UN Press Release SG/SM/9240-AFR/881; UN Press Release AFR/896-HR/4731. 同委員会は4月29日に調査報告書を公表し、政府側の責任により一般市民約120名が死亡したと結論付けた。U.N.Doc.S/2004/384, Annex. これを受けて安保理は5月14日付議長プレス声明で、この人権侵害行為を非難してその責任者の処罰を求めるとともに、2002年9月の内戦勃発時までさかのぼって事件を調査する国連人権高等弁務官の意図を歓迎した。UN Press Release SC/8094-AFR/929-HR/4756. しかしバグボ大統領は調査委員会の報告書に対する疑問を表明している。U.N.Doc.S/2004/411, Annex.

106 ONUCI Communiqué de Presse, no.42 (le 24 avril 2004); Comité de Suivi de l'Accord de Linas-Marcoussis, Communiqué (le 28 avril 2004).

107 もっともこうした措置とenforcementの関係はなお微妙である。たとえばコソボにおける警察力の行使とpeace enforcementの関係について、see, M.J.Dziedzic, "Policing from above: Executive Policing and Peace Implementation in Kosovo", in R.Dwan(ed.), *Executive Policing. Enforcing the Law in Peace Operations*, (O.U.P., 2002), pp.40-44.

108 U.N.Doc.S/PRST/2004/12; U.N.Doc.S/PRST /2004/17.

109 A.R.B., p.15800. また信頼区域中央部に位置するゴイタフラでは停戦合意に反してフランス軍のFANCIの拠点に対する攻撃も行われた。Comité de Suivi de l'Accord de Linas-Marcoussis, Communiqué (le 7 juin 2004); ONUCI Communiqué de Presse, no.52 (le 9 juin 2004).

110 たとえばソマリアでは、米軍主導のソマリア多国籍軍(UNITAF)とそれを引き継いだ第二次国連ソマリア活動(UNOSOM II)とが区別されず、後者の行為が公平性を欠いていると当事者に評価されるようなこともあったといわれる。U.N.Doc.S/1994/653, Annex, paras.70-73.

111 FNは2003年12月に国民和解政府への復帰を宣言したが(A.R.B., p.15571.)、2004年3月以降の政情悪化を理由に政府への参加を中断していた(U.N.Doc.S/2004/241, Annex)。これに対してバグボ大統領は5月18日の演説において閣議に参加しない閣僚に対する制裁の可能性に言及して反対派閣僚の解任を示唆したため(U.N.Doc.S/2004/411, Annex; A.R.B. p.15749.)、国連事務総長や安保理がこの事態に懸念を表明するに至った(UN Press Release SG/SM/9317-AFR/936; U.N.Doc.S/PRST/2004/17.)。その後、国連事務総長特別代表の仲介により6月末によく大統領側と反政府勢力(G6)の間で意見交換の場が持たれ(ONUCI

Communiqué de Presse, no.50 (le 26 mai 2004), no.51 (le 1 juin 2004); U.N.Doc.S/2004/525 para.13.)、これが7月のアクラⅢ協定締結への伏線となった。

112 なおこの抗争は6月25-26日にかけて再燃した。U.N.Doc.S/2004/697, paras.27-28; A.R.B., p.15800; *Africa Confidential*, vol.45 no.13 (25 June 2004), p.8.

113 Comité de Suivi de l'Accord de Linas-Marcoussis, Communiqué (le 30 juin 2004).

114 ONUCI Communiqué de Presse, no.56 (le 4 juillet 2004), no.66 (le 2 août 2004).

115 これは2004年6月20日から29日にかけて現地を訪問した西アフリカ安保理使節団による報告書で明らかにされている。U.N.Doc.S/2004/525, para.20.

116 ECOWAS Press Release no.58 (30 July 2004). その直前の7月6日にアジスアベバにおいてコートジボワール問題を討議するECOWASミニサミットが開催され(コートジボワール、ベナン、ブルキナファソ、ガボン、ガーナ、マリ、ナイジェリア、トーゴが参加)、国民和解政府が実効的に機能するようて大統領と首相が必要な措置をとるよう要請が行われて、事实上、バグボ大統領による大統領職の資格に関する立法の提出と、ディアラ首相への権限委譲の実現が求められていた。ONUCI Communiqué de Presse, no.58 (le 6 juillet 2004).

117 この協定には、バグボ大統領とディアラ首相のほかリナ=マルクーシ協定にも署名した10の政治勢力が当事者として署名し、証人としてECOWASの加盟国首脳とECOWASおよびAUの代表者がそれぞれ署名している。国連はアクラⅢ合意に署名はしていないが、この会議をECOWAS議長国ガーナとともに主催しており、国連事務総長が実際に出席して国連による支持をアピールしている。U.N.Doc.S/2004/629, Annex.

118 U.N.Doc.S/PRST/2004/29. 国連事務総長はア克拉Ⅲ合意採択後の記者会見で、協定違反が生じた場合には安保理が必要な措置をとる可能性を示唆していた。ONUCI Communiqué de Presse, no.65 (le 30 juillet 2004).

119 2004年11月10日まで監視グループは5つの報告書を公表している。U.N.Doc.S/2004/667, Annex; U.N.Doc.S/2004/716, Annex; U.N.Doc.S/2004/748, Annex; U.N.Doc.S/2004/800, Annex; U.N.Doc.S/2004/878, Annex.

120 ONUCI Communiqué de Presse, no.70 (le 19 septembre 2004); U.N.Doc.S/2004/748, Annex, para.15; U.N.Doc.S/2004/800 Annex, paras.1,10-15.

121 香西茂「国連による紛争解決機能の変容—「平和強制」と「平和維持」の間—」山手治之・香西茂編集代表『前掲書』207-240頁参照。

122 冷戦後のPKOにおける憲章第7章と同意原則の関係については、拙稿「国連平和維持活動

における同意原則の機能—ポスト冷戦期の事例を中心に—」安藤仁介・中村道・位田隆一編『21世紀の国際機構：課題と展望』（東信堂、2004年）237-278頁参照。

123 たとえばFN側がウクライナ人傭兵の政府軍側への参加を理由に180名のONUCIウクライナ部隊の現地展開を拒否したことから同部隊のFN支配領域への展開が見送られたことは、ONUCIの現地展開が依然として関係当事者の同意に依存していることを示しているものと考えられよう。Africa Confidential, vol.45 no.17(27 August 2004), p.3. もっとも、すでに述べたように、ONUCIの現地展開に際しては様々な勢力から抵抗があったことは認められる。

124 U.N.Doc.S/2004/443, para.11; U.N.Doc.S/2004/716, Annex, para.11; U.N.Doc.S/2004/748, Annex, para.15; U.N.Doc.S/2004/800, Annex, para.1.

125 憲章第7章と「公平性」が相互に排他的でないのは、こうした国連PKOに限られず、近年の多国籍軍型軍事活動にも共通する特徴である。たとえばアルバニアや中央アフリカ共和国に展開した多国籍軍は「中立かつ公平に (in a neutral and impartial way)」活動するものとして安保理に許可されている。U.N.Doc.S/RES/1101(1997)op para.4; U.N.Doc.S/RES/1125(1997) op para.2 これらについては、拙稿「アルバニア多国籍保護軍について」『国際協力論集』（神戸大学）第8巻1号（2000年）85-106頁、「中央アフリカ共和国問題と国際連合—MISABからMINURCAへ—」『国際協力論集』（神戸大学）第7巻2号（1999年）83-115頁参照。

126 憲章第7章と公平原則が両立しないのは、憲章第7章により自衛を超えた武力行使を認めることで国連は当事者の一方を攻撃しうることになり、それが当該当事者の同意の範囲外であるがゆえに公平性の認識を損ねるものとなるからであると主張される。See, S.Vohra, "Impartiality in United Nations Peace-Keeing", Leiden J.I.L., vol.9(1996) pp.82-83. ただ「強化された」PKOにおいては当事者自身が憲章第7章に基づく行動をPKOに求めていると同時に、「公平性」については当事者の主観的認識のみならず、むしろ和平合意の実施に力点が移っていることに注目しなければならない。この点に関連して小森光夫は、内戦への国連の対応で要求される公平性は「軍事的な対立に影響を与えないように軍事紛争を終息させ、かつその終息状態を政治的な解決の内容に影響させずに当事者間での政治的な解決に導く場として維持することによって保たれる」とした上で、「この意味での公平性は紛争当事者にあらゆる措置を完全に等しく適用することを意味しない」と指摘する。介入目的の達成にはそれと整合するようななかたちで必要となる効果的な措置がとられなければならないが、「その過程で当事者の取り扱いに差が出たとしても、それは目的に即し

た任務に属することであって公平の問題に反しない」からである。小森光夫「地域紛争への国連の介入と公平性の問題」『新防衛論集』第25巻2号（1997年）11-12頁参照。ここでは国連PKOではなく国連が扱われ、検討対象としていずれも紛争の政治的合意が欠如している事例が取り上げられていることについて注意を払う必要はあるが、小森が明らかにした「公平性」の内実そのものは「強化された」PKOへの公平原則の適用の可否とその態様に関してきわめて示唆に富るものといえよう。

127 PKO設置の増大は、一方で国連の財政的問題を生じさせるとともに、他方でPKOへの派遣要員の確保という実際上の問題も生じさせた。このため安保理は2001年から2002年にかけて「部隊提供国との関係強化」を強調して、「出口戦略」などを含む「部隊提供国との協力原則」の明確化に取り組んだ。ここでは「強化された」PKOが直接対象となったわけではないが、部隊派遣の条件をその派遣国の側に立って制度化しようとする傾向は確認できるのであり、この点はPKOの制度設計においても重要な視点を提供しよう。拙稿「国連平和維持活動（PKO）における部隊提供国の役割」66-71頁参照。

128 U.N.Doc.S/RES/1270(1999), op para.14; U.N.Doc.S/RES/1291(2000), op para.8.

129 U.N.Doc.S/RES/1272(1999), op para.4. なお憲章第7章がコソボや東チモールのような国連の暫定統治の場合に特有の理由から援用されることもありえよう。See, C.Stahn, "The United Nations Transitional Administrations in Kosovo and East Timor: A First Analysis", Max Planck Yearbook of United Nations Law, vol.5(2001), pp.105-183.

130 なお同じく「多角的な」PKOであるUNMILの場合は、憲章第7章に基づく行動が援用されたものの、自衛を超える武力行使を許可する明示の文言は設置決議には含まれなかったが、実際には自衛を超える武力行使が前提となったマンデートがUNMILに付与されていたのであり、国際社会における武力行使の制約と安保理によるその統制の堅持という見地からは同様に不十分さを指摘しうるものであった。拙稿「第二次リベリア内戦における国連平和維持活動の展開」387-388頁参照。

131 ただし、国連コンゴ活動（ONUC）やUNOSOM IIのようなPKOが例外的であり、UNAMSILやUNTAETも含めた最近のPKOでは伝統的モデルに回帰して自衛原則が維持されている（M.Frulli, "Le operazioni di peace-keeping delle Nazioni Unite e l'uso della forza", Rivista di diritto internazionale, vol.LXXXIV (2001), p.388.）とまで主張できるかどうかについてはなお検討の余地がある。

132 peace enforcementが、一般的に、和平合意の実施確保を目的としたものを意味し、公平性も求められるとなれば（T.Findlay, The Use of

Force in UN Peace Operations, (O.U.P., 2002), p.376.)、なおさら「強化された」PKOとの区別は相対化しよう。

133 なおONUCI設置以降も、国連は国連ハイチ安定化ミッション（MINUSTAH）と国連ブルンジ活動（ONUB）という二つのPKOをそれぞれ2004年6月1日から現地に展開させているが、これらはいずれも憲章第7章と結合した「強化された」PKOである。U.N.Doc.S/RES/1542(2004), op.para.7(MINUSTAH); U.N.Doc.S/RES/1545(2004) pre.para.23, op.para.5(ONUB).

134 “Côte d'Ivoire —UNOCI—Facts and Figures”, available at <<http://www.un.org/Depts/dpkp/missions/unoci/facts.html>>

135 アクラⅢ合意では大統領資格の改正のため2004年8月11日に開会した国民議会特別会期でバガボ大統領が憲法第35条の改正案を提出することが期待されていたが（UN Press Release SC/8197-AFR/1036）、同改正案は提出されないまま9月28日に会期が終了したことに対して国連事務総長は懸念を表明するとともにアクラⅢ合意の実施を各勢力に呼びかけている。UN Press Release SG/SM/9507-AFR/1038; UN Press Release SG/SM/9550-AFR/1054。なおこの点に関する政府側の反論については、see, UN Press Briefing, Press Conference by Côte d'Ivoire (issued on 28 October 2004).

136 たとえば9月29日にアビジャンでデモが行われ、これに対する治安部隊の活動も人権侵害があつたのではないかとされており、また10月4日にはアビジャンにあるワタラの住居が襲われて死傷者が出たという。ONUCI Communiqué de Presse, no.75 (le 4 octobre 2004), no.77 (le 7 octobre 2004)。さらに11月4日にはFANCIがブアケとコロゴのFN施設に対して空爆を行い、これに関連して一般市民数十名が死傷したといわれている。UN Press Release SG/SM/9578-AFR/1060.

137 UN Press Release SG/SM/9535-AFR/1051; ONUCI Communiqué de Presse no.78 (le 11 octobre 2004); U.N.Doc.S/2004/878, Annex, para.17. このため11月4日に安保理議長は、コートジボワール情勢に深い懸念を表明し、当事者に停戦尊重を求めるとともに、国連要員と在留外国人の権利と安全が完全に保証されることを期待するとのプレス声明を発表した。UN Press Release SC/8237.

138 おそらくこれには西アフリカ全域に影響を与えるそれぞれの内戦を解決するには、各紛争で展開している国連PKOの横の連携が不可欠であることも関係しよう。実際にも、国連西アフリカ事務所（UNOWA）を通じたこれらPKOの連携強化が西アフリカ全体の安定にはきわめて重要であると指摘されており、実行もそうした方向に動いている。このUNOWAの活動については、see, U.N.Doc.S/2004/797, Annex.

139 2004年11月4日のFANCIによるFN施設への

攻撃に続いて、同6日にはFANCIがフランス軍駐屯地に空爆を行い、フランス軍兵士にも死傷者が出了たという。安保理は同日直ちに議長声明を探査し、このFANCIの行為が2003年5月3日の停戦合意に違反するものであると非難するとともに、フランス軍とONUCIが安保理決議1528に従ってそのマンデートの完全な遂行のために必要なあらゆる手段を使用することを許可されていることを確認した。U.N.Doc.S/PRST/2004/42. 国連事務総長はONUCIが「信頼区域」において敵対行為を阻止するために、その能力と展開地域内で必要なあらゆる手段をとることを許可されていることを安保理に確認するよう要請しており（U.N.Doc.S/2004/886）、安保理もこの議長声明でこれを確認しているが、このことはフランス軍とONUCIの任務遂行上の一体性を明確に表している。なお11月9日付および11日付国連事務総長プレスリリースもそれぞれ参照のこと。UN Press Release SG/SM/9581-AFR/1062; UN Press Release SG/SM/9586-AFR/1065.

(2004年11月12日脱稿)

※ 本稿は、平成15・16年度科学研究費補助金基盤研究（C）「21世紀における平和維持活動の展望とその課題—活動原則の規範的展開と国連憲章システムへの再定位—」による成果の一部である。

UN Peacekeeping in Côte d'Ivoire: From ECOMICI to ONUCI

SAKAI Hironobu*

Abstract

ONUCI (Opération des Nations Unies en Côte d'Ivoire) has worked since April 2004 in Côte d'Ivoire, whose conflict has occurred in September 2002. The United Nations Security Council Resolution 1528, which has established ONUCI, refers to "Acting under Chapter VII of the Charter of the United Nations" in its preamble paragraph, and permits ONUCI to use the force beyond its self defense. Thus, ONUCI seems to be ranked as a "robust" peacekeeping, like the other recent peacekeeping operations; United Nations Mission in Sierra Leone (UNAMSIL), Mission des Nations Unies en République démocratique du Congo (MONUC) and United Nations Mission in Liberia (UNMIL). The main aim of this article is to point out the characteristics of ONUCI, providing some suggestions to clarify the legal nature of those "robust" peacekeeping.

ONUCI, on the one hand, has shared two points with other "robust" peacekeeping operations. First, the object of the use of force by ONUCI is essentially limited to the provide the security and freedom of movement of United Nations personnel as well as to protect civilian under imminent threat of physical violence within its capacities and its areas of deployment, Secondly, ONUCI is the successive operation to the regional peacekeeping, particularly Economic Community of West African States (ECOWAS), like UNAMSIL and UNMIL. In this case, ONUCI has succeeded ECOWAS Mission in Côte d'Ivoire (ECOMICI), whose personnel and mandate have been transferred to ONUCI.

On the other hand, there are a few differences between ONUCI and other "robust" peacekeeping. First, no peace agreements in Côte d'Ivoire, neither Lina-Marcoussis Agreement, nor Accra II & III, provide the deployment of UN peacekeeping. Later, as

* Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.

the situations go on, the establishment of the UN peacekeeping has been decided though the consent of all parties concerned. Secondly, ONUCI has deployed in parallel with a foreign force, that is, French forces. This parallel deployment contributes to secure the effective implementation of the peace agreements, but it also might injure the impartiality of these forces, especially due to the complicated feelings of Ivoire nationals towards France, a former suzerain state.

In the case of ONUCI, the principle of consent among the parties concerned and the principle of impartiality are maintained, with an amended principle of use of force in self defense. Finally, ONUCI is a multidimensional “robust” peacekeeping, which is deployed, both successive to ECOMICI and parallel with French forces, and is expected to contribute to make and maintain the peace in Côte d'Ivoire.